

2019年度～2025年度

足立区 ユニバーサル デザイン 推進計画



足立区都市建設部都市計画課
ユニバーサルデザイン担当課

音声読み上げ



表紙のデザインについて

多様な人々がともに生きる社会を目指し、まちづくりを進めていく強い想い。
身の回りにたくさんある、ユニバーサルデザインへの新しい発見と気づき。
そんな2つの意味を込めて！(エクスクラメーションマーク)を用いたデザインにしています。

目 次

第 1 章 推進計画の趣旨



1 推進計画策定の背景と目的	3
2 推進計画の位置づけ	4
3 推進計画の期間	5
4 区民等との協働・協創による推進	6
5 推進計画の進行管理を行うための体制	7
6 スパイラルアップの取り組みによる推進	9

第 2 章 ユニバーサルデザインのまちづくりがめざす将来像と基本方針



1 ユニバーサルデザインのまちづくりがめざす将来像	13
2 施策の体系	13
3 基本方針「4つの柱」	16
柱1 思いやりある『ひとづくり』	16
柱2 快適にすごせる『くらしづくり』	17
柱3 便利に生活できる『まちづくり』	18
柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』	19

第 3 章 各施策の取り組みと区と区民、事業者の役割



1 各施策の取り組みと区と区民、事業者の役割	23
柱1 思いやりある 『ひとづくり』	24
柱2 快適にすごせる『くらしづくり』	28
柱3 便利に生活できる『まちづくり』	31
柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』	37

区が実施する事業集

1 各施策に基づく区が実施する事業	43
1) 基本方針「4つの柱」における各施策に対応した事業一覧表	44
2) 各施策に対応した事業の内容	48
2 区が実施する事業の評価基準	117
3 区が実施する事業の新旧対照表	117

資料編

1 様々な立場のひとに関するマーク	125
2 ユニバーサルデザインとは	130
1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方	130
2) ユニバーサルデザインの7原則	132
3 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例	140



第 1 章

推進計画の趣旨

1 推進計画策定の背景と目的

平成24年に足立区は、「足立区ユニバーサルデザイン^(※1)のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、互いの個性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちの実現をめざしました。

また、平成26年8月には「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、区、区民、事業者の役割を明確にしながら、各分野別の施策を示しました。

国も、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」を施行、重ねて、平成29年には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定し、「心のバリアフリー^(※2)」や「ユニバーサルデザインのまちづくり^(※3)」を推進することで、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしています。

これらの社会状況等を踏まえ、区は今般、「足立区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「推進計画」という）」を改定し、「ひとを育み まちを創る だれもが自分らしく暮らせるまち 足立」を目標に掲げ、「ひと」「くらし」「まち」「しくみ」の4つの視点から施策を整理し直しました。

今後も、すべての人が個人として尊重され、安心して、健やかに暮らすことができる地域社会の実現をめざし、より高い水準のユニバーサルデザインを計画的、総合的に推進していきます。

※1 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

※2 バリアフリー

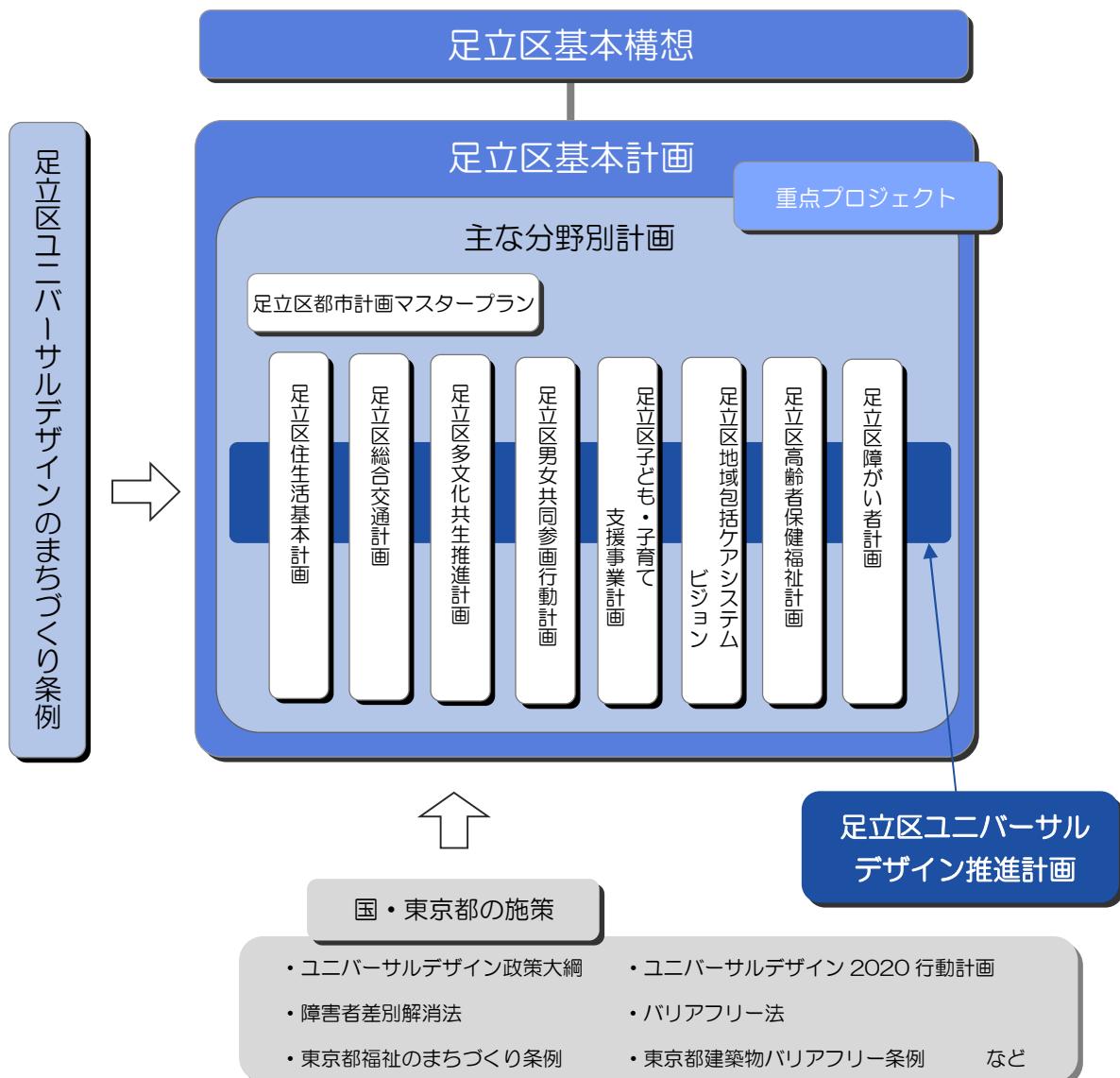
高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなど、すべての障がいを除去するという考え方。

※3 ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくり（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第2条より）。

2 推進計画の位置づけ

推進計画は、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第8条第2項に基づき、区の様々な分野別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な考え方をまとめたものです。

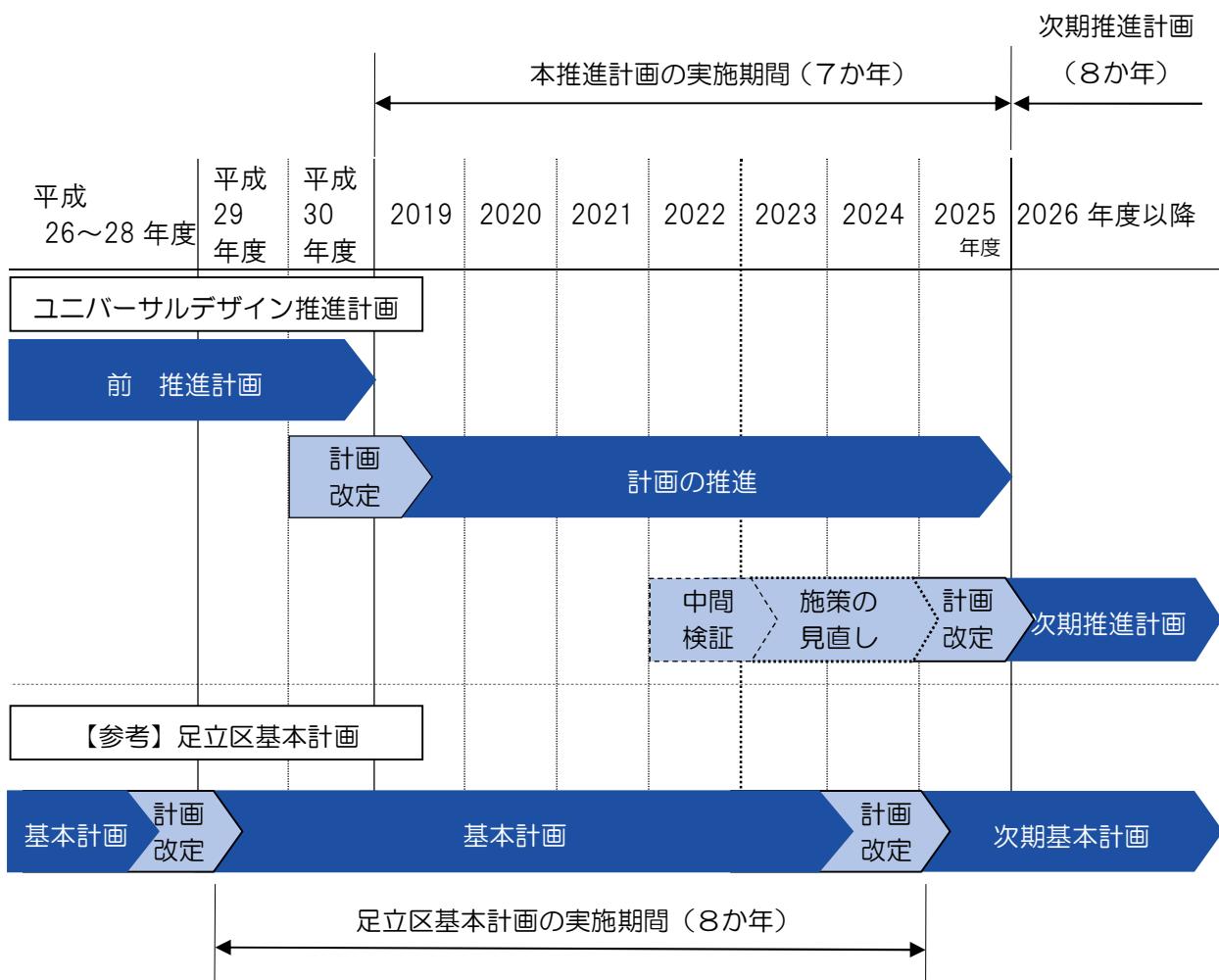


3 | 推進計画の期間

推進計画における施策、各事業の実施期間は、2019年度から2025年度までの7か年とし、次期推進計画は、足立区基本計画の実施期間に合わせ、8か年とします。

本計画の中間年度（4年目）である2022年度に、区が実施してきたユニバーサルデザインに関する各事業の上位計画や実施計画、他の分野別計画等との整合を図りつつ中間検証を行い、必要に応じて施策の見直しを行い、ユニバーサルデザインの推進を図ってまいります。

本計画の最終年度（7年目）である2025年度には、改定される足立区基本計画の考え方や視点、柱立て等を踏まえ、ユニバーサルデザイン推進計画を改定いたします。



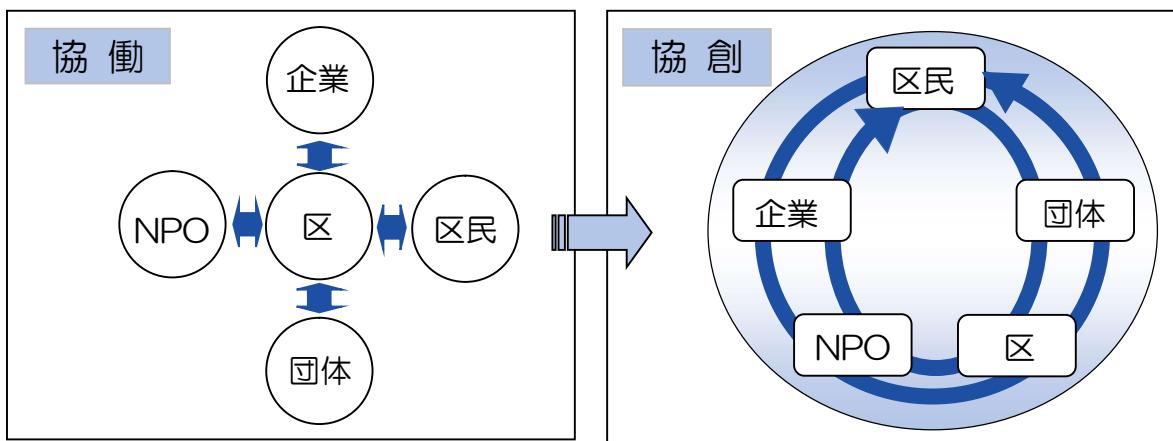
4 | 区民等との協働・協創による推進

これまで足立区は、安全、安心で快適に暮らしていけるまちをめざしてきました。

今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助・共助・公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

推進計画は、区と区民^(※4)、企業や関係団体等^(※5)との協創^(※6)を進め、国や都が実施する各種計画や施策との連携を図りながら、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現をめざします。

協働から協創へと進化するユニバーサルデザイン



※ 行政が主導して、多様な主体とともに
地域課題に取り組む

※ 多様な主体が緩やかにつながり、
自律的に地域課題に取り組む

※4 区民

障がいの有無に関わらず、区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有するすべての者のこと。

※5 関係団体等

町会・自治会、障がい者等の団体、商店街、区民の団体、NPO、教育機関などのユニバーサルデザインのまちづくりに関わる団体を総称している。

※6 協創

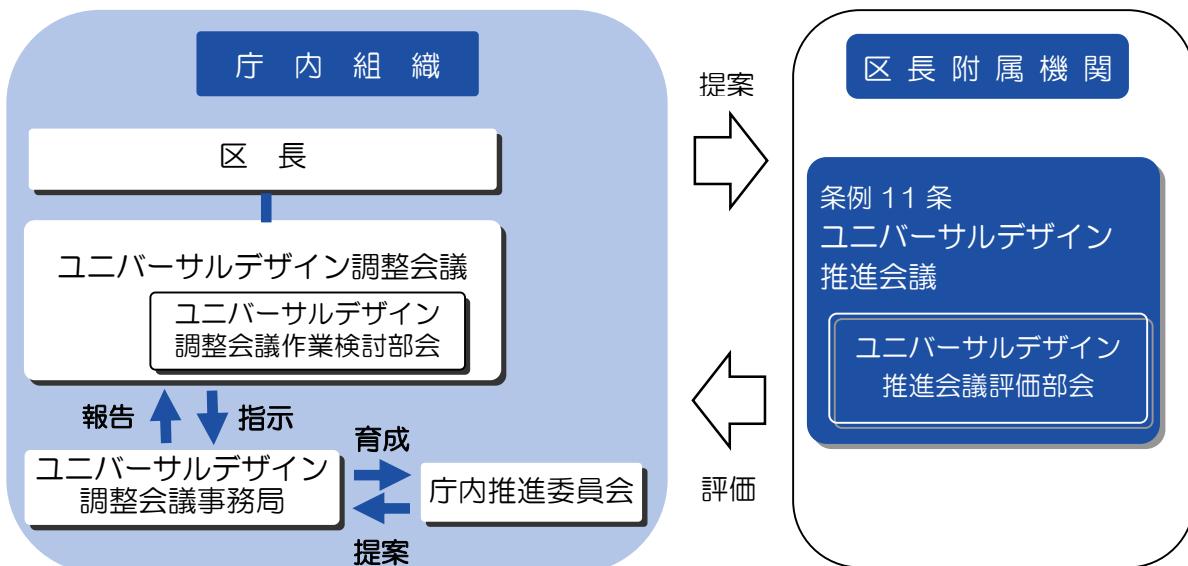
互いの個性や価値観を認め合い、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層
ちからを發揮するしくみのこと。

5

推進計画の進行管理を行うための体制

推進計画は、区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な計画であり、この計画の進行を管理していくため、以下の機関や組織を設置、運営します。

ユニバーサルデザイン推進計画の進行管理体制



庁内組織

■ ユニバーサルデザイン調整会議の開催

推進計画で定めた施策・事業の具体的な進行管理を行うために、庁内検討の調整機関としてユニバーサルデザイン調整会議を設置します。

- 委員長 副区長 副委員長 都市建設部長

■ ユニバーサルデザイン調整会議作業検討部会の開催

ユニバーサルデザイン調整会議にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための課題解決に係る調査、研究などを行う作業検討部会を設置します。

- 部会長 都市建設部長

■ ユニバーサルデザイン調整会議事務局の設置及び運営

ユニバーサルデザイン調整会議や作業部会の運営に関する事務を実施する事務局を設置し、運営を行います。

- 事務局 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課 等

■ 庁内推進委員会の設置

庁内でのユニバーサルデザインのまちづくりの推進や人材の育成を行うための庁内推進委員会を設置します。

- ・庁内推進委員 部、局、室から推薦を受けた職員

区長附属機関

■ ユニバーサルデザイン推進会議の開催及び運営

推進計画における施策・事業の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくり推進のため、区長の附属機関として「ユニバーサルデザイン推進会議」を運営します。

- ・構成委員 学識経験者 区民 事業者 行政 など

■ ユニバーサルデザイン推進会議評価部会の設置

ユニバーサルデザイン推進会議の作業部会として、区が実施する推進計画における施策・事業の評価、検証を行うために「ユニバーサルデザイン推進会議評価部会」を設置します。

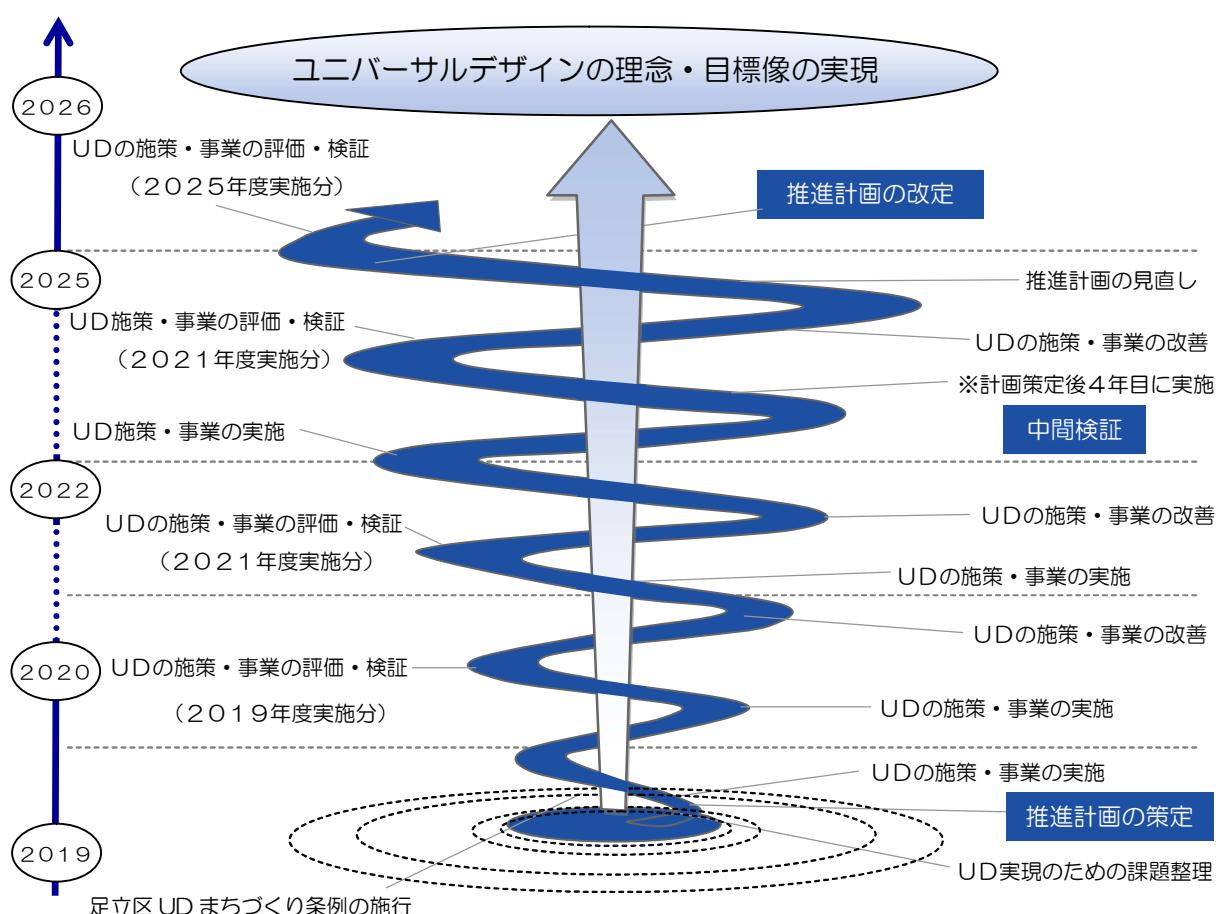
- ・構成委員 学識経験者 区民 事業者 行政 など

6 | スパイラルアップの取り組みによる推進

ユニバーサルデザインのまちづくりは、ある一定の水準に達成すれば、それでゴールではありません。変化する社会環境や需要、必要性、要求されるサービス、事業に対応するため、また、更なる利便性を追求するために、常に利用者の評価を取り入れながら検討を加え、上へ上へとレベルアップさせていくことが必要です。

そのために、「計画・実行・評価・見直し」（Plan・Do・Check・Action）のP D C Aサイクルを機能させ、スパイラルアップを実現します。

ユニバーサルデザインにおけるスパイラルアップの取り組み





第 2 章

ユニバーサルデザインのまちづくりが
めざす将来像と基本方針

1

ユニバーサルデザインのまちづくりがめざす将来像

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区の現状や課題をもとに、まちづくりのめざす将来像を以下のように設定しました。

＜ユニバーサルデザインのまちづくりがめざす将来像＞

ひとを育み まちを創る
だれもが自分らしく暮らせるまち 足立

高齢者や障がい者など多様な人々^(※7)への配慮がなされた施設づくりを進めるとともに、だれもが、立場が異なる人々への理解や共感を深め、いつでも「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」ができる区民があふれるまちをめざします。

そうすることで、だれもが住んでいるまちを大切に思い、生まれ育ったまちに自信と誇りを持ちながら、いきいきと暮らすことができる、そんな『だれもが自分らしく暮らせるまち』が実現します。

2

施策の体系

本計画で掲げた将来像を実現するため、「ひと」「暮らし」「まち」「しくみ」の4つの視点から、基本方針として「4つの柱」を整理しました。

この「4つの柱」を踏まえたうえで、区が実施する施策群に分類し、それぞれの施策群に対応した施策を体系づけました。

※7 多様な人々

人には、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域などの様々な種類の性質があり、その様々な種類の性質をもつ人々のこと

ユニバーサルデザインの

ひとを育み
だれもが自分らしく

4つの柱	思いやりある『ひとづくり』							快適にすごせる『くらしづくり』							
	互いを理解し、こころづかいができるひとを育みます							多様なサービスを提供し、安心なくらしを実現します							
施策群	(1) だれもが多様性を理解し配慮する			(2) 幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる			(3) だれもが互いにつながり支え合える			(1) だれもが安心して生活できる環境を充実させる			(2) だれもが暮らしやすい住宅を確保する		
	① ユニバーサルデザインの普及啓発	② 多様な人々に対する理解の醸成	③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	② 児童・生徒への国際理解の推進	③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	① 多様な人々との連携・支援	② 多様な人々へのコラボレーション支援	① 住宅の改良支援	② 住宅確保要配慮者への居住支援	① ユニバーサルデザイン製品の開発支援	② ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	① ユニバーサルデザイン製品の開発支援	② 住宅確保要配慮者への居住支援	
	各事業の掲載ページ	48	49	52	59	61	62	64	68	72	74	75	76	78	

まちづくりがめざす将来像

まちを創る
暮らせるまち 足立

3

便利に生活できる

『まちづくり』

利用しやすい空間を整備し、
安全なまちづくりを進めます

(1)

だれもが円滑に移動できる
環境を整備する

(2)

だれもが利用しやすい
公共建築物等を整備する

(3)

だれもが利用しやすい
屋外施設等を整備する

(4)

だれもが利用しやすい施設等
の整備を誘導・支援する

4

みんなに役立つ

『しくみづくり』

多様な情報発信のしくみをつくり、
心豊かな共生社会を支えます

(1)

参加しやすい開かれた
区政を運営する

(2)

だれにでも伝わる
情報を作成・発信する

(3)

災害から身を守る
情報を提供する

① 効果的な防災・災害情報等の提供

③ だれもが利用しやすい電子情報の作成
② わかりやすい表現による印刷物の作成

① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用

① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理
② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実

① 安全な道路環境の整備

② 歩行者空間の確保

③ 公共交通施設の整備・誘導・支援

① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進

② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進

③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進

④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進

① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進

② 公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進

③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進

① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導
② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導

102

103

108

110

111

113

3 基本方針「4つの柱」

「ひと」「くらし」「まち」「しくみ」の4つの視点から、基本方針「4つの柱」を以下の通り定めました。この基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

柱1 思いやりある『ひとづくり』

～互いを理解し、こころづかいができるひとを育みます～

より多くの人が、ユニバーサルデザインについて気づき、知り、そして、互いの個性や立場を理解し合う。それが人々に「思いやりのこころ」を根付かせ、「こころづかい」ができる「ひと」を育みます。

これは、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の要であり、だれもがいきいきとした生活を送り、互いを尊重するまちづくりを進めていくための基盤となります。「思いやりあるひと」が増えることで、地域の中で人々が助け合い、支え合う環境が醸成され、ユニバーサルデザインのまちの実現につながります。

さらに、身近なくらしやまち、しくみにもユニバーサルデザインの考え方方が応用されることで、ユニバーサルデザインの認知度を高め、人々のくらしや身近な地域により良い効果を及ぼしていきます。

取り組みの方向性

- ユニバーサルデザインの普及啓発
- ユニバーサルデザインを理解し、実践するための職員の育成
- ユニバーサルデザインに触れ、理解する子どもたちの育成
- 多様な人同士の交流と連携

柱2 快適にすごせる『くらしづくり』

～多様なサービスを提供し、安心なくらしを実現します～

障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、だれもが安心して自立した日常生活を送れるように、人々がまちを自由に移動できる手段の確保や円滑なコミュニケーション手段の提供など、様々な角度から支援します。

また、だれもが便利に使えるユニバーサルデザインの製品が増えていくことも、充実した暮らしには必要です。ユニバーサルデザイン製品をより普及させるために、区や区民、事業者とが協働・協創して、利用者の意見を取り入れたユニバーサルデザインの製品の開発を支援していきます。

こうしたことにより、様々な人同士の交流が活発に行われ、地域やコミュニティでの支え合いやつながりが強まり、安心な「くらし」が実現されます。

取り組みの方向性

- だれもが安心して生活できる環境の整備
- 様々な人同士の情報交換や交流を促進させるための支援
- だれもが安心して暮らせる住まいの確保
- ユニバーサルデザイン製品の普及啓発や開発に向けた支援

柱3 便利に生活できる『まちづくり』

～利用しやすい空間を整備し、安全なまちづくりを進めます～

様々な人にとって役立つサービスや道具があっても、人々が実際に活動するためには、利用しやすく安全で快適な空間や施設が欠かせません。

そのためには、新設の道路や建物への対応だけでなく、現状を改善するバリアフリー化に加え、イベント会場における動線や配置の工夫や、わかりやすい案内サインの設置を行い、だれもが利用しやすい空間の整備を進めていきます。さらに、多くの人が利用する交通機関や公共施設をはじめ、民間施設などの施設管理者に対し、ユニバーサルデザインに対応した整備を誘導します。

これらを進めることで、だれもが負担なく活動できる安全な「まち」を築きます。

取り組みの方向性

- だれもが円滑に移動できる施設整備やその適正な管理
- 公共施設などのユニバーサルデザインの整備
- 民間建築物のユニバーサルデザインの整備

柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』

～多様な情報発信のしくみをつくり、心豊かな共生社会を支えます～

人々が互いの立場を理解し、自由に社会参加できるよう、だれにもわかりやすいサービスや情報の提供が求められます。そのため、やさしく読みやすい広報紙や冊子、関心がもてるようなポスターなどの作成に努めるとともに、高齢者や障がい者、外国出身の方々など、受け手に合わせた情報の伝達手段（音、言葉、文字や絵など）の多様化を進めていきます。

これまで情報を得られなかった人々も、多様な伝達手段を通じて情報を得ることにより、区の様々な事業に参加でき、そこで感じた意見や要望を、電話やメールなどの媒体や区民の声などの制度を利用して区に伝えます。そして、区は計画や事業に反映することが可能になります。

こうした区民に寄り添った「しくみ」を通して、区のそれぞれの事業が改善され、区がめざす将来像に近づいていきます。

取り組みの方向性

- だれもが参加しやすいしくみの充実
- わかりやすい情報の作成・効果的な情報発信



第3章

各施策の取り組みと
区と区民、事業者の役割

1**各施策の取り組みと区と区民、事業者の役割**

本章では、第2章「2.施策の体系」において定めた、施策群と施策のめざすべき方向性や、区と区民、事業者のそれぞれの役割について定めます。

この施策群や施策は、区と区民、事業者等がユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための指針となるものです。そして、これらの施策への区民、事業者等の主体的かつ積極的な参加は、すべての人が互いに支え合い、暮らしていく共生社会を築くための基礎となるものであり、区は、施策がより活性化するよう、率先してこれらの活動を支援します。

そして、この施策群や施策を実践していくことで、区がめざすユニバーサルデザインのまちづくりの将来像「ひとを育み まちを創る だれもが自分らしく暮らせるまち足立」の実現につなげていきます。

柱1 思いやりある『ひとつづくり』

(1) だれもが多様性を理解し配慮する

① ユニバーサルデザインの普及啓発

区民、事業者、区職員など、区に関わるすべての人が、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解することが求められます。

区は、イベントなど、多様な人々が参加する場を利用し、ユニバーサルデザインの理念を広く周知し、共有することにより、その普及をめざします。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザインの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの理念を普及させるための場を設ける ○区のユニバーサルデザインの取り組みや理念を知るための情報を探提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの理念や進め方等について積極的に学習する ○区のユニバーサルデザインに関する講演会や事業に参加し理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの活動やイベント、事業等を進める ○事業所内でのユニバーサルデザインの研修を進める

② 多様な人々に対する理解の醸成

世の中には、高齢者、障がい者、外国人、妊婦、子育て中の方や性的マイノリティの方など様々な人が生活しています。こうした人々の立場を理解し、まちづくりに反映させなければなりません。区は、すべての人々がそれぞれに触れ合い、ともに学び合う機会を設け、相手を常に思いやり、行動するように働きかけていきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
多様な人々に対する理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な人々の立場について学ぶ機会を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に多様な人々の立場について学び、理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な人々の立場に配慮した事業を進め る

③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成

区がより高い水準のユニバーサルデザインを推進していくためには、職員がその考え方を深く理解し、区政運営に反映させなければなりません。

区は、職員にユニバーサルデザインをより深く理解させるための研修等を通じ、自ら積極的にユニバーサルデザインの実現に取り組む人材を育成します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイントを業務に活かせる職員の育成	○様々な研修等を実施し、職員のユニバーサルデザインの考え方や能力を向上させる	○利用者としてユニバーサルデザインに関する要望をする	○ユニバーサルデザインに関する事業や教材などの情報を区に提供し、事業の推進に協力する

(2) 幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる

① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進

2020年には東京オリンピックパラリンピックの開催により、ユニバーサルデザインがこれまで以上に身近に感じられる機会が増えることが予想されます。

区は、児童や生徒が授業や課外活動を通じて、ユニバーサルデザインの理念に触れる機会を提供し、「思いやりのこころ」を持ち、「こころづかい」のできる子どもたちを育てます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	○各種団体や事業者との協創によるユニバーサルデザインに関する授業等を実施する	○積極的に児童・生徒への教育に参加し、ともに学ぶ ○児童・生徒がユニバーサルデザインに触れる機会を提供する	○児童・生徒への教育の場づくりに協力する ○子どもたちが学べる機会を企画立案する

② 児童・生徒への国際理解教育の推進

近年の国際協力、貢献活動や訪日観光客の増加により、海外がより身近な存在となっています。

そうした中、児童や生徒が学校内で、異なる習慣や文化の多様性、多文化が共生する社会についての学び、国際理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインの心を育てます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
児童・生徒への国際理解教育の推進	○交流や連携の場をつくり多文化について学ぶ機会を設け、理解を促す	○様々な方法を用いて児童や生徒の国際理解を支援する	○国際貢献活動や海外事業について紹介する

③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進

普通学級や特別支援学級等において、児童や生徒に寄り添った教育を実現するためには、児童や生徒が学びやすい環境を整えることが大切です。

そのためには、教室前面の掲示物を最小限にするなど、児童や生徒が授業に集中できる視覚的支援やICT^{*}の活用によるわかりやすい授業を実施していきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	○児童や生徒がユニバーサルデザインを感じる学習環境を整える ○教職員がユニバーサルデザインに対する考え方や視野を広げるための支援を行う	○児童や生徒が学んだユニバーサルデザインについて、日常生活で応用する	○学校でユニバーサルデザインが周知される事業等を提供する

* ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術の総称

(3) だれもが互いにつながり支え合える

① 多様な人々との連携・支援

区民や事業者との協働・協創のもとに、ユニバーサルデザインの手法を用いて、だれもが安心して生活し、活動ができる居場所づくりやその担い手を育成します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
多様な人々との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○区民や事業者と協働・協創する ○各種団体が自立するための支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○区が設けた場に参加し、ユニバーサルデザインについて理解する ○多くの人との交流の中で、ユニバーサルデザインの実情を伝え、広げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○区や区民と連携して、多様な人々を支援する ○区が設けた場に参加し、ユニバーサルデザインについて理解する

柱2 快適にすごせる『くらしづくり』

(1) だれもが安心して生活できる環境を充実させる

① 多様な人々への移動支援

障がい者や高齢者、子育て中の方など、円滑な移動に様々な制約が伴う可能性がある人々も、不便なく安全に外出や移動ができるよう、交通利便性を向上させます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
多様な人々への移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事業者と協議を行い、多様な移動手段の導入を検討する ○多様な人々の円滑な移動支援のため、様々なサービスの導入を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な移動手段を活用し、生活する ○すべての人の移動に対して、心づかいをもって支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の意見を踏まえた交通手段の検討を行う ○多様な人々に寄り添った移動手段を提供する

② 多様な人々へのコミュニケーション支援

人々が社会の様々な活動に参加する際、相互の情報のやりとりが不可欠です。

区は、高齢者、障がい者や外国人など、だれもが負担なく意思疎通ができるよう、コミュニケーションの支援を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
多様な人々へのコミュニケーション支援	○様々な人々のコミュニケーションの円滑化を支援する	○積極的に社会参加していくために、様々なコミュニケーション手段を活用する	○様々な情報伝達手段の構築に協力する

(2) だれもが暮らしやすい住宅を確保する

① 住宅の改良支援

生活スタイルの多様化や居住者の高齢化などに対応し、だれもが安全かつ快適に暮らせる住環境を整えるため、住宅施設等の改善や改良を行うことが求められています。特に高齢者や障がい者等の既存住宅については、リフォームをするための制度等で支援を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
住宅の改良支援	○生活しやすい住環境整備を資金や制度で支援する	○区の制度等を活用して住環境を整える	○既存の住宅をバリアフリー化する ○ユニバーサルデザインの住まいづくりを推進する

② 住宅確保要配慮者^{*}への居住支援

住宅確保要配慮者にとっては日常生活を営むうえで、住宅の確保が喫緊の課題となっています。区はそうした区民に対して、安心して生活ができる住まいを確保するために必要な支援を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
住宅確保要配慮者への居住支援	○居住可能な住宅をあっせんし入居を支援する ○事業者に協力を促す	○様々な制度を活用して、住宅を確保する	○だれもが安心して生活できる住宅を紹介し、提供する

*住宅確保要配慮者：高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者（国土交通省ホームページより）

(3) だれもが使いやすい製品を普及させる

① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発

ユニバーサルデザインの特性を持つ製品を紹介することで、より多くの人が関心を持ち、自分に合った製品を見つけ、利用につなげる必要があります。

そのために、区は、イベントなどへの出展や製品展の開催、貸出しを行うなど、多くの人が製品に触れる機会を提供し、周知します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○製品の情報を紹介し普及を促進する ○普及促進の場等を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者として、現状を評価し、より良い製品案等を提案する ○提供された情報をもとに製品を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン製品であること活かしてPRし製品の普及を促進する

② ユニバーサルデザイン製品の開発支援

普段何気なく使っている製品で、利用者がだれにでも安全で利用しやすいユニバーサルデザインの要素が含まれていることに気づき、視点が広がります。そして、その存在が広く認知されることで、新たな需要が生まれます。

区は事業者等へユニバーサルデザインの考え方を啓発するとともに、産業活性化の視点を踏まえ、製品開発の支援を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン製品の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ○産・学・官による新製品開発の支援を行う場を提供する ○開発のための意見の集約や情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発製品を評価し、意見や要望を取り入れなど、より良い製品開発を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な意見を取り入れたユニバーサルデザインの製品を開発する

柱3 便利に生活できる『まちづくり』

(1) だれもが円滑に移動できる環境を整備する

① 安全な道路環境の整備

区は、だれもが安心して移動できる、安全な道路環境整備を行います。例えば、都市計画道路等の新たに整備する道路がユニバーサルデザインに対応するだけでなく、既存道路についても、バリアフリーに対応した改修や改良に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
安全な道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーに対応した既存道路の改良や改修を行う ○ユニバーサルデザインに対応した新規道路の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の視点からより良い整備案や改善案を提案する ○ユニバーサルデザインに配慮した道路を積極的に利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した設計や整備方法を提案する

② 歩行者空間の確保

多くの人が安心安全に移動できる歩行者空間を確保するために、区は、道路上に置かれた立て看板などの屋外広告物や放置自転車をなくし、適正な道路をめざします。

また、不特定多数が利用する鉄道駅やバス停周辺の公共空間においても、適正な歩行者空間の確保に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
歩行者空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○道路管理者と連携しながら、区道の適正管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正に道路を利用する ○他の利用者にも配慮し、適正な歩行者空間を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の適正管理に協力する

③ 公共交通施設の整備・誘導・支援

区は、だれもが円滑かつ快適に移動できるよう、交通事業者と協議し、公共交通施設の整備や改善に努めます。

特に、駅やバス停などに関しては、利便性向上に向けた整備を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
公共交通施設の整備・誘導・支援	○事業者と連携し、利用環境の改善と整備を進める	○公共交通施設への要望や改善点を区や事業者に伝える ○公共交通施設を利用し、円滑に移動する	○公共交通施設のユニバーサルデザイン化を推進し、利便性の向上を図る

(2) だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する

① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進

多くの人が訪れる公共建築物には、だれもが安心安全に利用できるユニバーサルデザイン化が求められます。

新たにつくる建築物のみならず、既存建築物についても、改築や改修の時期を捉えて、公共建築物整備基準を適用し、だれでもトイレや段差解消など、利用しやすい公共建築物の整備に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
公共建築物のユニバーサルデザインの推進	○公共建築物整備基準に基づく施設整備をする	○利用者の視点からより良い整備案や改善案を提案する	○公共建築物の改善のための設計案や施工法の提案を行う

② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進

区立小・中学校については、放課後の施設開放や災害時の避難所としても安心安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。

また、新設校に限らず、既存校の改築や改修の時期に合わせて、公共建築物整備基準等に適合したユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	○区立小・中学校のユニバーサルデザインに配慮した整備をする	○学校の機能を優先しつつ、放課後利用や災害時の避難所としての小・中学校のあり方を提案し、改善を促す	○他の事例を参考に施設整備の改善案を提案する

③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進

区立保育園・こども園では、児童が安心安全に利用できるよう施設修繕や危険箇所の改修を行うとともに、保護者や職員から要望の多いトイレ改修をはじめとした施設のユニバーサルデザインの整備を進めます。

そのほか、スロープや手すり等の設置についても、保育施設の改築や改修の時期に合わせて、公共建築物整備基準等に適合したユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	○ユニバーサルデザインに配慮した区立保育施設を整備する ○公共建築物整備基準を用いて、による整備の推進を図る	○利用者の視点からより良い整備案や改善案を提案する	○区の施設整備に関わり、区のユニバーサルデザインの施策に寄与する

④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進

区営住宅のような集合住宅では、多様な入居者に対応したユニバーサルデザインの整備が求められます。

既に住んでいる住民の意見を取り入れながら、設計・施工段階から、ユニバーサルデザインの視点で検討を行い、区営住宅の更新を実施します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
区営住宅のユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物整備基準による整備の推進を図る ○ユニバーサルデザインの先進事例等を参考に施工する 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の視点からユニバーサルデザインに関する要望を区に提案する 	<ul style="list-style-type: none"> ○他で実施されている先進事例を紹介する ○利用者の視点で設計や計画段階で参加し、より良い改善案を提案する

(3) だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する

① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進

公園は、多くの人々が訪れる憩いの場所です。そのため、公園利用者の意見や要望に配慮しながら、公園施設整備マニュアル等の各種法令・基準に適合したトイレや園内通路等のユニバーサルデザインを進める必要があります。

区は、パークイノベーション推進計画との整合を図りつつ、だれもが安心して利用できる区立公園の整備を進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
区立公園等のユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区立公園のユニバーサルデザインを推進する ○パークイノベーション推進計画等との整合を図り、整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者として整備案や改善案を提案する 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者や先進事例から得た要望等を区に対して提案し、より良い改善につなげる

② 公共自転車駐車場等^{*}のユニバーサルデザインの推進

公共自転車駐車場や公共駐車場では、垂直二段式ラックや様々な車両に対応できる駐車スペースなど、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

新規施設だけでなく、既存施設についても改築や改修の時期を捉え、だれもが利用しやすい駐車場になるように、公共施設等整備基準等を適用しながら、効果的なユニバーサルデザインを検討し、整備していきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○提案や要望されたユニバーサルデザインに関する課題を解決し、整備を推進する ○公共建築物整備基準による整備の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインに配慮した施設を積極的に利用する ○利用した視点から得た改善案や要望を区に提案する 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設のユニバーサルデザインに配慮した整備等の提案をする ○ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に必要な知識等を習得する

*公共自転車駐車場等：公共駐輪場、自転車駐車場、駐車場の総称

③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進

区内で開催されるイベントでは、ユニバーサルデザインに配慮したレイアウトで、だれもが気軽に訪れることができる会場設営に努めます。

具体的には、広場や公園等でのイベントの場合、わかりやすい案内表示や、それぞれのブースまでスムーズに移動できる動線の確保や段差の解消など、イベント会場のユニバーサルデザインを進めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインに配慮したイベント会場を設営する 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加したイベント会場で、他の利用者を思いやり、支援する ○イベント参加者として、より良い会場について必要な要望を区に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の視点で計画への積極的な参画とより良い改善について提案する ○積極的に施設整備の改善を進める

(4) だれもが利用しやすい施設等の整備を誘導・支援する

① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導

区内には、国や都、独立行政法人が管理する、多くの道路や公園、建築物があります。

区内全体のユニバーサルデザインを推進するため、国や都などの他の公共機関が管理する公共施設についても、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう働きかけていきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
○国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	○バリアフリー基本構想や公共施設等整備基準に基づき他公共施設のユニバーサルデザインによる整備を誘導する	○ユニバーサルデザインに配慮した施設を積極的に利用し、他の公共機関の整備の推進を誘導する	○区の公共施設等整備基準や該当される方針を活用し、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する

② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導

大規模な商業施設や身近な商店街など、多くの人が利用する民間建築物においても、区は事業者に対して、東京都福祉のまちづくり条例や環境整備基準等に適合した、ユニバーサルデザインの施設整備を誘導するよう支援していきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
○民間建築物のユニバーサルデザインの推進	○各種条例や基準による施設整備を誘導する ○小規模店舗などに店舗改修の支援をする	○利用者の視点からより良い整備案や改善案を提案する	○各種条例や基準による整備を推進する ○施主に対してユニバーサルデザインの整備による効果を伝え、整備を促す

柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』

(1) 参加しやすい開かれた区政を運営する

① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理

ユニバーサルデザインの取り組みを継続的に推進するとともに、取り組みを着実に向上させていくため、区、区民や事業者、専門家が事業を評価、改善する体制やしくみをつくり、本推進計画を適切に進捗管理します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的にユニバーサルデザイン推進計画の評価を実施する ○関係各課が連携し、施策をスパイラルアップさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○区の実施するユニバーサルデザインの施策を評価し、改善案を提案する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン推進計画を理解し、ユニバーサルデザインの推進に貢献する

② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実

多くの区民からの様々な要望や提案を区政へ反映させることにより、より暮らしやすく、区民満足度の高いまちづくりを実現します。

そのためには、各審議会等委員の公募制度やパブリックコメントなど、区民が区政に参画しやすい体制を充実させます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
区民の意見を区政へ反映させる体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各審議会等を運営する ○パブリックコメント等の広聴制度を充実する 	<ul style="list-style-type: none"> ○区政を評価し、要望を提案する ○より多くの区民の意見を反映するために、周囲に積極的に参加を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に参加し、ユニバーサルデザインの推進を図る ○区の施策に関わる事業者として、意見や提案を行う

(2) だれにでも伝わる情報を作成・発信する

① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物やホームページの作成における基準を定期的に見直し、改善していきます。

そして、その基準を適正に運用することで、すべての人に伝わりやすい情報が作成されます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○情報作成に関する基準の更なるユニバーサルデザイン化を検討する ○情報作成に関する基準を周知し、ユニバーサルデザインに配慮した情報作成を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン化された情報を収集し、より良い生活を送る 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報のユニバーサルデザイン化に協力する ○費用対効果の高い事例を区に紹介し、区の活用を促す

② わかりやすい表現による印刷物の作成

印刷物の作成における区の基準やガイドラインを活用し、高齢者や障がい者、外国出身の方など、情報の受け手に合わせ、やさしい日本語を取り入れた読みやすい広報紙や見やすいデザインに工夫したポスター等を作成します。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
わかりやすい表現による冊子等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○基準等に基づいた情報のユニバーサルデザインを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン化された情報を利用して積極的に社会参加をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報のユニバーサルデザイン化に協力する ○効果的に冊子等を作成する方法や手法を区に提案する

③ だれもが利用しやすい電子情報の作成

人々がそれぞれの制約によらず、必要とする情報に簡単にたどり着けるよう、利用しやすいホームページを構築します。

ツイッターやフェイスブック等の様々な電子媒体を活用し、情報を発信していきます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
だれもが利用しやすい電子情報の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドライン等の基準に基づいた情報のユニバーサルデザインを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○区が提供したユニバーサルデザインに配慮した電子情報を使い、積極的に社会参加をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインに配慮した情報作成に協力する ○電子情報を積極的に利用して、普及を促す

(3) 災害から身を守る情報を提供する

① 効果的な防災・災害情報等の提供

地震・洪水等の自然災害や、犯罪者やテロなど的人為災害から、区民の大切な生命や財産を守るために、高齢者や障がい者、外国出身者等への対応を理解したうえで、受け手の事情に配慮した情報発信が必要です。

そのためには、緊急を要する防災・災害情報等をすべての人々に漏れなく正確に提供できるよう、紙媒体や電子媒体の連携による様々な情報提供に努めます。

	区の役割	区民の役割	事業者の役割
効果的な防災・災害情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○だれもが円滑に情報を受けられるよう、伝達手段を確立する ○いち早く正確な情報を伝える ○情報手段の多様化について周知し、多くの利用を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報手段の多様化を周囲に知らせ、多くの利用を促す ○提供された情報を利用し、災害から身を守る ○区が提供した情報を拡散し、正確な情報を伝達する支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報手段の多様化を周囲に知らせ、多くの利用を促す ○提供された情報を利用し、災害から身を守る ○区が提供した情報を拡散し、正確な情報を伝達する支援をする

区が実施する事業集

1

各施策に基づく区が実施する事業

区が実施するユニバーサルデザインに関する取り組み（事業）を、基本方針「4つの柱」に基づく施策群及び施策ごとに示します。

2019年度からの4年間は、この取り組みを重点的に進めるとともに、施策群及び施策に対応する新たな事業の導入を、各所管と検討していきます。

基本方針「4つの柱」における各施策に対応した事業一覧表

柱1 思いやりのある『ひとづくり』	掲載ページ
(1) だれもが多様性を理解し配慮する	48
①ユニバーサルデザインの普及啓発	48
ユニバーサル デザイン担当課	・ユニバーサルデザインに関する講演会の実施 ・パンフレットの作成・配布
②多様な人々に対する理解の醸成	49
総務課	・人権問題に関する講演会等の実施 ・人権ポスターコンクールの実施
地域調整課	・国際交流イベントの開催
区民参画推進課	・性的マイノリティに対する講座等の実施
③ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	52
人材育成課	・集合研修の実施、職場研修の支援
総務課	・カラーユニバーサルデザイン研修の実施 ・性の多様性に関する研修の実施
障がい福祉課	・障がい者の差別解消に関する研修の実施
シティプロモーション課	・印刷物作成に関する研修 ・印刷物作成に関する相談、アドバイス
報道広報課	・ウェブでの読みやすい文章に関する研修
ユニバーサル デザイン担当課	・ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の開催
(2) 幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる	59
①児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	59
ユニバーサル デザイン担当課	・小学生へのユニバーサルデザイン出張講座
経営戦略推進担当課	・バラリンピアンによる講演 ・障がい者スポーツ体験会の実施
②児童・生徒への国際理解の推進	61
地域調整課	・小・中学生へのJICA・JOCAによる異文化紹介等の授業の実施
③学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	62
教育指導課	・教室環境整備の点検・指導 ・足立スタンダード教育の実施
支援管理課	・タブレットや大型提示装置を使用した授業実施 ・特別支援学級教員への研修実施
(3) だれもが互いにつながり支え合える	64
①多様な人々との連携・支援	64
地域調整課	・日本語ボランティア教室の支援
地域包括ケア推進課	・生活支援コーディネーターの配置 ・認知症カフェの実施
障がい福祉課	・障がい福祉に関連する研修・講演会の支援
スポーツ振興課	・障がい者スポーツ指導員の養成講習会

柱2 快適にすごせる『くらしづくり』

掲載
ページ

(1) だれもが安心して生活できる環境を充実させる	68
①多様な人々への移動支援	68
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの派遣 ・福祉タクシー券の交付 ・障がい者自動車燃料費の一部助成
障がい福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設通所バスの運行
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーカーの給付
交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新規路線バスの検討協議 ・乗合タクシー等の導入検討
②多様な人々へのコミュニケーション支援	72
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の支給・購入支援 ・磁気ループの貸し出し
地域調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口・電話での多言語対応
(2) だれもが暮らしやすい住宅を確保する	74
①住宅の改良支援	74
建築安全課 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改良助成
②住宅確保要配慮者への居住支援	75
住宅課 高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あっせん
(3) だれもが使いやすい製品を普及させる	76
①ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	76
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・足立ブランド・ものづくり展等の開催 ・区内事業者のフォーラム等への出展支援
ユニバーサル デザイン担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン関連製品の展示会の開催 ・ユニバーサルデザイン関連製品の貸し出し
②ユニバーサルデザイン製品の開発支援	78
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品開発講座の開催

柱3 便利に生活できる『まちづくり』

掲載
ページ

(1) だれもが円滑に移動できる環境を整備する	79
①安全な道路環境の整備	79
工事課	・歩道の拡幅、段差解消、無電柱化
街路橋りょう課	・都市計画道路の整備
都市計画課	・歩行者系案内サインの整備
交通対策課	・自転車レーンの整備
②歩行者空間の確保	83
防犯設備課	・道路の適正利用の指導・巡回
交通対策課	・放置自転車の撤去・指導
③公共交通施設の整備・誘導・支援	85
企画調整課	・ホームドア等の整備支援
交通対策課	・「はるかぜ」バス停の整備
(2) だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する	87
①公共建築物のユニバーサルデザインの推進	87
庁舎管理課	・本庁舎の施設整備
本庁舎改修準備担当課	
営繕管理課	・区が整備する公共建築物の整備
関係各課	・施設内の案内サインの整備
②区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	90
学校施設課	・区立小・中学校の整備
③区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	91
子ども施設運営課	・区立保育園等のトイレ改修
④区営住宅のユニバーサルデザインの推進	92
住宅課	・区営住宅等長寿命化計画による集約建替え
区営住宅更新担当課	・居住者情報交換会の開催
(3) だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する	93
①区立公園等のユニバーサルデザインの推進	93
みどり推進課	・区立公園等の改修・新築
②公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	94
交通対策課	・公共自転車駐車場等の改修
③イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	95
シティプロモーション課	・会場レイアウト・案内サインの相談・アドバイス ・会場レイアウト等の好事例紹介
関係各課	・会場レイアウト等の工夫、案内サインの設置

(4) だれもが利用しやすい施設等の整備を誘導・支援する	97
①国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	97
都市計画課	• 公共建築物の整備指導
企画調整課	• 国道・都道、都立公園等の整備指導
②民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	99
開発指導課	• 足立区環境整備基準に基づく誘導
障がい福祉課	• 東京都福祉のまちづくり条例に基づく指導・誘導
産業振興課	• 小規模店舗の改修費の補助

柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』

掲載
ページ

(1) 参加しやすい開かれた区政を運営する	102
①ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	102
ユニバーサル デザイン担当課	• ユニバーサルデザイン推進計画に基づく個別施策の評 価・調整
②区民の意見を区政に反映させる体制の充実	103
関係各課	• パブリックコメントの充実 • 審議会等委員の公募制の充実
区民参画推進課	• 審議会等委員の女性比率の適正化
区民の声相談課	• 「区民の声」のサービスアップ
関係各課	• 道路・建築物等の点検、通学路点検
(2) だれにでも伝わる情報を作成・発信する	108
①ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	108
総務課	• 文書作成に関する各種ガイドライン等の適正化
報道広報課	• ホームページ等に関するガイドライン等の適正化
②わかりやすい表現による印刷物の作成	110
関係各課	• 冊子、パンフレット、広報紙等の作成
③だれもが利用しやすい電子情報の作成	111
報道広報課	• ホームページの作成、SNS等の発信
区議会事務局	
(3) 災害から身を守る情報を提供する	113
①効果的な防災・災害情報等の提供	113
災害対策課	• 防災ナビ、SNS、防災無線等の充実
報道広報課	• Aメール、あだち安心電話による災害情報の発信
企画調整課	• 洪水ハザードマップの作成 • 洪水ハザードマップ啓発映像の発信

●区が実施する事業の概要

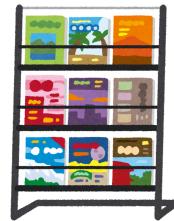
柱立て	ひとづくり	施 策 群	だれもが多様性を理解し配慮する		
施策	1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発			
所管	ユニバーサルデザイン担当課				
内容・方法					

【目的】

様々な人にユニバーサルデザインの理念を広める。

【事業概要】

- ①区民、事業者、他自治体、区職員等、すべての人を対象にユニバーサルデザインに関する講演会を実施する。
- ②ユニバーサルデザインに関するパンフレット等を作成し、配布する。



【取り組みに対する指標】

- ①開催回数

参加人数

アンケートにおいて「ユニバーサルデザインの理念の理解が深まった」と回答した参加者の割合

- ②パンフレット等によるユニバーサルデザインの周知方法

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	①1 回/年 300 人/年 80% ②パンフレット作成	①1 回/年 300 人/年 80% 配布	①1 回/年 300 人/年 80%	①1 回/年 300 人/年 80%
①過去の実績に基づき、設定した。 ②本推進計画の改定に合わせ、パンフレットを作成し、講演会等で配布する。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	だれもが多様性を理解し配慮する		
施策	1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成			
所管	総務課				
内容・方法					

【目的】

様々な人権問題に対する理解を深める。また、企業関係者等への啓発を促進し、人権問題の解決を目指す。

【事業概要】

- ①人権問題について区民の理解と認識を一層深めることを目的として、人権問題に関する講演会等を開催する。
- ②区立小・中学校に在籍している児童・生徒を対象とした「人権ポスターコンクール」を開催する。

【取り組みに対する指標】

①開催回数

参加人数

アンケートにおいて「理解が深まった」と回答した参加者の割合

②応募点数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①4 回/年 530 人/年 95% ②700 点/年	①4 回/年 530 人/年 97% ②700 点/年	①4 回/年 530 人/年 97% ②700 点/年	①4 回/年 550 人/年 97% ②750 点/年
過去の実績値に基づき、設定した。				

所管	地域調整課							
内容・方法								
【目的】								
外国人と日本人が共に地域の担い手として暮らし、文化の違いを認め合う共生社会を目指し、外国料理や民芸雑貨、歌や踊りを通じて異文化に触れ、交流を深めるイベントを行う。								
【事業概要】								
外国の文化に親しみ、多言語による防災啓発等を行う国際交流イベントを開催する。								
【取り組みに対する指標】								
①来場者数 ②イベントで紹介された国の数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	①12,000 人 ②20 の国と地域	①12,000 人 ②20 の国と地域	①12,000 人 ②20 の国と地域	①12,000 人 ②20 の国と地域				
<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所の地元商店街協力により、産業振興の目的をもって始まったイベントである。今後は、区主催の他のイベント等との連携の検討をしつつ実施を決定していく。 ・会場の面積等から算出した収容人数、イベントブース数及び過去に開催されたイベント実績をもとに、安全性を考慮した上限に近い維持目標数から設定した。 								

所管	区民参画推進課			
	内容・方法			
【目的】	性的マイノリティについて理解が進展する社会を醸成する。			
【事業概要】	区民を対象に、性的マイノリティについての啓発講座を行う。			
【取り組みに対する指標】	<p>開催回数 参加人数 アンケートにおいて「理解が深まった」と回答した参加者の割合</p>			
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	2 回/年 40 人/年 80%	2 回/年 40 人/年 80%	2 回/年 40 人/年 80%	2 回/年 40 人/年 80%
	開催回数、参加人数は第 7 次足立区男女共同参画行動計画に、また、アンケート結果については 5 段階評価に基づき、それぞれ設定した。			

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	だれもが多様性を理解し配慮する
施策	1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	
所管	人材育成課		

内容・方法

【目的】

高齢者、障がい者や外国籍の方など、自分とは違う立場の方を理解し、サポートするためのマインドやスキルを身に付けた職員を育成する。

【事業概要】

自分とは違う立場の方を理解し、サポートするための集合研修及び職場研修支援を行う。



【取り組みに対する指標】

開催回数

参加人数

アンケートにおいて「研修目的に対する効果が得られた」と回答した参加者の割合

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	2 回/年 30 人/年 80%	2 回/年 30 人/年 80%	3 回/年 45 人/年 80%	3 回/年 45 人/年 80%
集合研修の開催回数、参加人数及びアンケート結果に基づき、設定した。				

所管	人材育成課							
	内容・方法							
【目的】								
多様化・複雑化する人権問題を学び、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深め、態度の変容や行動につなげる。								
【事業概要】								
人権問題に関する研修を実施する。								
【取り組みに対する指標】								
開催回数								
参加人数								
アンケートにおいて「研修目的に対する効果が得られた」と回答した参加者の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	3 回/年 960 人/年 80%	3 回/年 960 人/年 80%	3 回/年 960 人/年 80%	3 回/年 960 人/年 80%				
	集合研修の開催回数、参加人数及びアンケート結果に基づき、設定した。							

所管	総務課			
	内容・方法			
【目的】	ユニバーサルデザインに配慮できる職員を育成する。			
【事業概要】	①印刷物等の配色チェックを行えるCUD検証員を育成するために、外部講師による実技研修を実施する。 ②他研修でもユニバーサルデザインの考え方を周知し、職員の意識啓発を図る。			
【取り組みに対する指標】	①開催回数 参加人数（修了証交付人数） アンケートにおいて「印刷物を作成する際の配色のチェックポイントについて理解し活用できる」と回答した参加者の割合			
②開催回数 参加人数 アンケートにおいて「ユニバーサルデザインの考え方を理解した」と回答した参加者の割合				
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	① 1回/年 30人/年 80%	① 1回/年 30人/年 80%	① 1回/年 30人/年 80%	① 1回/年 30人/年 80%
	② 2回/年 70人/年 80%	② 2回/年 70人/年 80%	② 2回/年 70人/年 80%	② 2回/年 70人/年 80%
	①年1回希望研修として25名程度の参加実績から設定した。現在120名が修了。			
	②「文書管理基礎研修」参加人数の過去の実績に基づき、設定した。			

所管	総務課							
	内容・方法							
【目的】								
性の多様性に配慮しながら職務を遂行できる職員を育成する。								
【事業概要】								
性の多様性に関する研修等を実施する。								
【取り組みに対する指標】								
開催回数								
参加人数								
アンケートにおいて「理解が深まり性の多様性に配慮した職務を遂行できる」と回答した参加者の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	1 回/年 30 人/年 85%	1 回/年 15 人/年 85%	1 回/年 15 人/年 85%	1 回/年 15 人/年 85%				
	開催数・参加人数は、未受講者等を対象として設定した。 2018 年度までに、概ね研修対象者（全管理職）が受講した。他は、過去の実績に基づき、設定した。							

所管	シティプロモーション課							
	内容・方法							
【目的】								
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成できる職員を育成する。								
【事業概要】								
①印刷物の作成に関する研修を実施する。 ②印刷物の作成に関する相談・アドバイスを実施する。								
【取り組みに対する指標】								
①開催回数 参加人数 アンケートにおいて「情報を伝えることに対する意識が変わった」と回答した参加者の割合 ②相談・アドバイスに対応した割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	① 4 回/年 70 人/年 80% ②100%	① 4 回/年 70 人/年 80% ②100%	① 4 回/年 70 人/年 80% ②100%	① 4 回/年 70 人/年 80% ②100%				
	②各所管からの問合せ・相談依頼があった場合は、必ず相談・アドバイスをする方針に基づき、設定した。							

所管	報道広報課							
	内容・方法							
【目的】								
だれもがわかりやすいホームページの作成及びＳＮＳ発信を行える職員を育成する。								
【事業概要】								
ウェブ特有の「読みやすい・伝わりやすい文章」の書き方についての研修を行う。								
【取り組みに対する指標】								
開催回数								
参加人数								
アンケートにおいて「実務（ホームページ作成時やＳＮＳ発信時）に活用できる」と回答した参加者の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	1 回/年 150 人/年 100%	1 回/年 150 人/年 100%	1 回/年 150 人/年 100%	1 回/年 150 人/年 100%				
	参加した職員全員が実際の業務に役立てることができる研修内容とすることを目標として、設定した。							

区が実施する事業集

所管	ユニバーサルデザイン担当課			
	内容・方法			
【目的】	職員がユニバーサルデザインの理念を理解し、区民に対しこころづかいができる職員を育成する。			
【事業概要】	各部・局・室から推薦された1名で構成するユニバーサルデザイン庁内推進委員を対象に、「ユニバーサルデザイン庁内推進委員会」を開催する。			
【取り組みに対する指標】				
開催回数	アンケートにおいて「ユニバーサルデザインの理念を庁内で広めるなど、今後の業務でユニバーサルデザインを活かしていく」と回答した参加者の割合			
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	4回/年 80%	4回/年 80%	4回/年 80%	4回/年 80%
	庁内推進委員会の開催回数と過去のアンケート結果に基づき、設定した。			

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる					
施策	1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進						
所管	ユニバーサルデザイン担当課							
内容・方法								
<p>【目的】</p> <p>子どものころからユニバーサルデザインの理解を深める。</p> <p>【事業概要】</p> <p>区立小学校の児童を対象に、ユニバーサルデザインに関する出張講座を実施する。</p> <p>【取り組みに対する指標】</p> <p>実施校数</p> <p>アンケートにおいて「こころづかいをしていきたい」と回答した児童・生徒の割合</p>								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	15 校/年 90%	17 校/年 90%	19 校/年 90%	21 校/年 90%				
	2016 年度から実施している出張講座実施校数の増加割合とアンケートにおける児童・生徒の回答に基づき、設定した。							

所管	経営戦略推進担当課							
	内容・方法							
【目的】								
パラリンピアンによる講演会や体験会、都立特別支援学校との交流等を通じ、障がい者の理解を進めるとともに、子どもたちの自己肯定感を向上する。								
【事業概要】								
オランダオリンピック委員会・スポーツ連合（N O C * N S F）と連携し、花畠地域の小・中学校と都立特別支援学校において、オランダのパラリンピアンや障がい者スポーツ指導者の講演会、体験会等を実施する。								
※2020 年で連携事業終了								
【取り組みに対する指標】								
実施回数								
アンケートにおいて「障がい者と一緒にスポーツを楽しみたい」と回答した児童・生徒の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	10 回/年 90%	11 回/年 90%	—	—				
	2020 年で連携事業は終了する予定である。							

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる
施策	1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	
所管	地域調整課		

内容・方法

【目的】

異文化理解を促進し、国籍や民族の文化的な違いを認め合い、尊重する多文化共生社会を支える基盤づくりへつなげる。

【事業概要】

区立小・中学校へ文化交流ボランティア及びJICA（国際協力機構）・JOCA（青年海外協力協会）による臨時講師を派遣し、外国の文化や国際貢献活動を紹介する。

【取り組みに対する指標】

講座回数

アンケートにおいて「とても満足（よくわかった）」と回答した参加者の割合

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	40 講座/年 70%	40 講座/年 75%	35 講座/年 75%	30 講座/年 75%
講座は学年単位で行っており、学校ごとに学年人数は異なる。過去の講座実施回数に基づき、設定した				低学年から理解しやすい文言での質問及び質問数となるように、関係所管課と協議したアンケート内容にて、各学校へ配布及び集計し指標として設定した。

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる
施策	1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	
所管	教育指導課		
内容・方法			

【目的】

ユニバーサルデザインを身近に感じられるような学習環境を整える。

【事業概要】

①区立小・中学校の教員を対象に、「足立スタンダード^(*)」に基づき、研修を実施する。

※足立スタンダード：「めあてを明確にし、考えて、伝え合い、まとめて、書く授業」を基本とし、プリントやドリルを繰り返し行うだけの授業ではなく、課題を解決する学習過程、ノートづくり及び板書計画を重視した授業。

②区立小・中学校の教員を対象に、人権等に関する研修会を実施する。

③だれにでも使いやすく、授業に集中しやすい教室等の環境が整備されているか、区立小・中学校へ指導主事が訪問し、点検・指導を行う。

【取り組みに対する指標】

①開催回数

参加人数

アンケートにおいて「足立スタンダードに基づいた授業づくりへの意識が高まった」と回答した参加者の割合



②開催回数

参加人数

アンケートにおいて「学校での実践に活用できるものであった」と回答した参加者の割合

③点検校数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①20 回/年 300 人/年 90% ②3 回/年 312 人/年 85% ③104 校/年	①20 回/年 300 人/年 90% ②3 回/年 312 人/年 85% ③104 校/年	①20 回/年 300 人/年 90% ②3 回/年 312 人/年 85% ③104 校/年	①20 回/年 300 人/年 90% ②3 回/年 312 人/年 85% ③104 校/年
	①「足立スタンダード」に基づく研修は、小・中学校ごとに 5 教科で年 2 回程度開催しているため、年 20 回程度で 300 人前後の参加者で開催されているため、設定した。 ②人権研修は例年年 3 回、区内全小・中学校にて開催している。 よって、参加人数は、(全校 (104 校) × 各 1 名 × 3 回) 312 名と設定した。 ③すべての区立小・中学校数に基づき、設定した。			

所管	支援管理課							
	内容・方法							
【目的】								
特別支援学級におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいのある児童・生徒の個に応じた分かりやすい授業づくりを推進し、学習意欲や集中力及び自己肯定感の向上を目指す。								
【事業概要】								
①区主催による「学校教育におけるユニバーサルデザイン」研修で、ICT関連機器の活用について取り扱うとともに、研修受講を特別支援学級の教員に促していく。 ②教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して、写真や文字の視覚提示等による分かりやすい授業を実施する。								
【取り組みに対する指標】								
①参加人数 アンケートにおいて「自己の資質向上に役立った」と回答した参加者の割合 ②週1回以上タブレット等を使用した特別支援学級教員の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	①累計 29 人 70%以上 ②週1回以上 25%	①累計 58 人 70%以上 ②週1回以上 50%	①累計 87 人 70%以上 ②週1回以上 80%	①累計 116 人 70%以上 ②週2回以上 40%				
	①特別支援教育研修を年17回開催しており、その中で上記の研修を1回実施する。小・中学校知的障がい特別支援学級設置校29校において、各校教員1名、計29名の研修参加実績に基づき、設定した。 ②小・中学校知的障がい特別支援学級教員は108名在籍している。2019年度の25%は、設置各校1名（計29名）にほぼ相当することなどに基づき、設定した。							

●区が実施する事業の概要

柱立て	ひとづくり	施 策 群	だれもが互いにつながり支え合える
施策	1-(3)-①	多様な人々との連携・支援	
所管	地域調整課		
内容・方法			

【目的】

外国出身の区民が安心して生活するための基本的な日本語習得を支援する。

【事業概要】

- ・日本語や日本の生活や習慣を教える日本語ボランティア教室を運営する団体を支援する。
- ・日本語ボランティアのグループや所属しているボランティアの能力向上を支援する。

【取り組みに対する指標】

- ①日本語ボランティアやそのグループを支援する講座や教室の実施回数
- ②日本語ボランティアやそのグループを支援する講座や教室の受講人数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
	①8 回/年 ②30 人/年	①8 回/年 ②30 人/年	①8 回/年 ②30 人/年	①8 回/年 ②30 人/年
年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年度以降は、東京 2020 オリンピックパラリンピック開催後の外国人おもてなし語学ボランティアの活動の場を広げるため、東京都主導により都内各市区町村と連携して、日本語ボランティア等のセミナーやフォーラムを開催する予定である。 ・国や都の事業と連携を前提とし、2020 年度以降の区事業については変更の可能性を考慮しつつ、暫定的にこれまで実施している講座や教室の実施回数及び受講人数から設定した。 			

所管	地域包括ケア推進課							
	内容・方法							
【目的】								
高齢者が安心して過ごせる居場所づくりを進める。								
【事業概要】								
①住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターを配置する。 ②認知症カフェを実施する。								
【取り組みに対する指標】								
①配置人数 ②実施回数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	①5 人/年 ②300 回/年	①30 人/年 ②300 回/年	①30 人/年 ②300 回/年	①30 人/年 ②300 回/年				
	足立区高齢者保健福祉計画に位置付けられている下記の人数を設定した。 ①年度別計画目標配置人数 ②年度別計画目標実施回数							

区が実施する事業集

所管	障がい福祉課							
	内容・方法							
【目的】 障がい者が安心して暮らせる社会の担い手を育てる。								
【事業概要】 一般区民、ボランティア団体等を対象に、また家族会、事業所、学校等で、障がい福祉に関連する研修・講演を実施または講師として協力する。								
【取り組みに対する指標】 実施回数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	20 回/年	20 回/年	20 回/年	20 回/年				
上記の研修、講演または協力講師の派遣に関する過去の実績に基づき、設定した。								

所管	スポーツ振興課							
	内容・方法							
【目的】								
障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむ社会の実現に向けて、障がい者のスポーツへの取り組みを支える人材を育成する。								
【事業概要】								
障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするうえで基礎的な知識を習得することができるよう、「初級障がい者スポーツ指導員（日本障がい者スポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施する。								
【取り組みに対する指標】								
講習会数 修了者数 アンケートにおいて「今後障がい者スポーツを支える活動にかかわりたい」と回答した参加者の割合								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	1回/年 累計 95 人 80%	1回/年 累計 115 人 80%	1回/年 累計 135 人 80%	1回/年 累計 155 人 80%				
	上記の養成講習会における過去の実績に基づき、設定した。							

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが安心して生活できる環境を充実させる		
施策	2-(1)-①	多様な人々への移動支援			
所管	障がい福祉課				
内容・方法					

【目的】

障がい者が円滑に移動できるようにサービスを提供する。

【事業概要】

- ①ガイドヘルパーを派遣する。
- ②歩行困難な心身障がい者に福祉タクシー券を交付する。
- ③障がいの方が自動車等により外出した場合に、燃料費の一部を助成する。
- ④身体障がい者が第1種普通自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成する。
- ⑤車両の操作装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成する。

【取り組みに対する指標】

- ①派遣人数
- ②交付件数
- ③助成件数
- ④助成件数
- ⑤助成件数

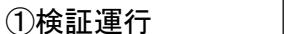
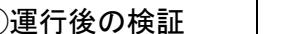
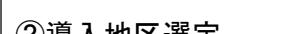


計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	①10,510人/年 ②10,200件/年 ③ 2,600件/年 ④ 9件/年 ⑤ 10件/年	①10,660人/年 ②10,200件/年 ③ 2,600件/年 ④ 9件/年 ⑤ 10件/年	①10,810人/年 ②10,200件/年 ③ 2,600件/年 ④ 9件/年 ⑤ 10件/年	①10,960人/年 ②10,200件/年 ③ 2,600件/年 ④ 9件/年 ⑤ 10件/年
①第5期障がい福祉計画の指標から設定した。 ②行政評価（事務事業評価）の目標値から設定した。 ③行政評価（事務事業評価）の目標値から設定した。 ④行政評価（事務事業評価）の目標値から設定した。 ⑤上記助成の過去の実績値から設定した。				

所管	障がい福祉センター							
	内容・方法							
【目的】								
障がい者が円滑に移動できるようにサービスを提供する。								
【事業概要】								
施設への移動手段の確保として施設通所バス ^(※) を運行する。								
※毎年度、利用希望者は、利用開始前に登録書を提出した上で乗車している。								
【取り組みに対する指標】								
登録者数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	642 人/年	654 人/年	660 人/年	666 人/年				
利用希望者の過去の実績とその伸び率に基づき、設定した。								

区が実施する事業集

所管	高齢福祉課							
	内容・方法							
【目的】 高齢者が円滑に移動できるようにサービスを提供する。								
【事業概要】 シルバーカーの購入費用を一部助成する。								
【取り組みに対する指標】 助成件数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	480 件/年	480 件/年	480 件/年	480 件/年				
助成申請件数の過去実績に基づき、設定した。								

所管	交通対策課							
	内容・方法							
【目的】								
高齢者等が円滑に移動できるための交通手段を提供する。								
【事業概要】								
①地域やバス事業者と交通不便地域へのバス路線の導入を行う。 ②地域やバス事業者と交通不便地域への乗合タクシー等バス以外の交通手段の導入を行う。								
【取り組みに対する指標】								
①バス路線の導入検討の進捗状況 ②バス以外の交通手段を導入検討の進捗状況								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	①運行計画 (検討)	②導入地区選定 	①検証運行 	①運行後の検証 				
	②運行計画 (検討)  (作成)							
足立区総合交通計画（秋頃策定予定）の実施事業に基づき、設定した。								

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが安心して生活できる環境を充実させる		
施策	2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援			
所管	障がい福祉課				
内容・方法					

【目的】

障がい者が円滑にコミュニケーションできるようにサービスを提供する。

【事業概要】

①身体障害者手帳をお持ちの方の就労や日常生活を容易にするため、補装具として補聴器を購入・修理するための費用を支給する。

②携帯型難聴用磁気ループ^(*)の貸出を行う。

※磁気ループ：会議や講演会などの場で、難聴者の聞こえを支援する設備。

ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場をつくり、専用の機器や補聴器等に直接音声を届けることができる。

③聴覚障がい者が手話通訳や要約筆記者を必要とする場合、手話通訳者または要約筆記者を派遣する。

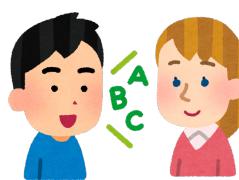
【取り組みに対する指標】

①支給件数

②貸出件数

③派遣件数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	① 600 件/年 ② 10 件/年 ③2,800 件/年	① 600 件/年 ② 10 件/年 ③2,900 件/年	① 600 件/年 ② 10 件/年 ③3,000 件/年	① 600 件/年 ② 10 件/年 ③3,100 件/年
①過去の費用助成の件数に基づき、設定した。 ②過去の貸出件数に基づき、設定した。 ③第 5 期障がい福祉計画の指標に基づき、設定した。				

所管	地域調整課							
	内容・方法							
【目的】								
日本語による会話等が十分でない区民に対し、区役所の行政手続きについて支援を行う。								
【事業概要】								
外国人相談員（英語、中国語、韓国語）や通訳ボランティアによる相談や通訳支援を実施する。								
 【取り組みに対する指標】 相談件数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	2,595 件/年	2,599 件/年	2,650 件/年	2,700 件/年				
足立区多文化共生推進計画における目標としている数値に基づき、設定した。								

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが暮らしやすい住宅を確保する
施策	2-(2)-①	住宅の改良支援	
所管	建築安全課 (①)	障がい福祉課 (②)	高齢福祉課 (③、⑤)
内容・方法			

【目的】

だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。

【事業概要】

- ①世帯人員の増加に伴う間取りの変更や段差解消等を行う場合に、工事費の一部を助成する。
- ②在宅の重度身体障がい者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成する。
- ③介護保険で「非該当」と判定された方に、在宅生活が継続できるように便器の洋式化、手すりの設置、段差解消等を行う場合、工事費の一部を助成する。
- ④介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された方に、在宅生活が継続できるように浴槽の取り換え、便器の洋式化、手すりの設置、段差解消等を行う場合、工事費の一部を助成する。
- ⑤介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された方のうち、介護保険での住宅改修を一定の額以上使用している方に、浴槽の取り替え及び便器の洋式化工事を行う場合、また車いす用の流しまたは洗面台への取り替え工事を行う場合、工事費の一部を助成する。

【取り組みに対する指標】

- ①65歳未満世帯に対する助成件数
- ②在宅の重度身体障がい者に対する助成件数
- ③介護保険非該当の住宅改修助成件数
- ④介護認定で要支援・要介護の住宅改修助成件数
- ⑤介護認定で要支援・要介護の設備改修助成件数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	① 20 件/年 ② 30 件/年 ③ 47 件/年 ④2,080 件/年 ⑤ 100 件/年	① 20 件/年 ② 30 件/年 ③ 47 件/年 ④2,100 件/年 ⑤ 100 件/年	① 20 件/年 ② 30 件/年 ③ 47 件/年 ④2,120 件/年 ⑤ 100 件/年	① 20 件/年 ② 30 件/年 ③ 47 件/年 ④2,140 件/年 ⑤ 100 件/年
	①過去の実績値に基づき、設定した。 ②過去の実績値に基づき、設定した。 ③過去の実績値に基づき、設定した。 ④第 7 期介護保険事業計画からの推定値として、設定した。 ⑤過去の実績値に基づき、設定した。			

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが暮らしやすい住宅を確保する
施策	2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	
所管	住宅課、高齢福祉課		
内容・方法			

【目的】

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅環境を支援する。

【事業概要】

不動産団体の協力を得て、住宅確保要配慮者^(*)の希望する条件を備えた民間賃貸住宅をあっせんする。

※住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する者

【取り組みに対する指標】

利用件数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	50 件/年	50 件/年	50 件/年	50 件/年
足立区住生活基本計画（平成 29 年度策定）の施策指標に基づき、設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが使いやすい製品を普及させる		
施策	2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発			
所管	産業振興課				
内容・方法					

【目的】

展示会等に出展した製品について、安全・安心に配慮した、だれもが使いやすい製品があることを広く知ってもらう。

【事業概要】

足立ブランド^(※)で出展する大型見本市や足立ものづくりフェスタ、大型商業施設等での展示販売会に出展する。

※足立ブランド企業は、開発・製造した製品が、安全・安心に配慮した信頼性のある製品となっているかを確認して認定している。



【取り組みに対する指標】

出展件数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	7 件/年	8 件/年	8 件/年	8 件/年
今後出展予定の見本市、展示販売会の件数に基づき、設定した。				

所管	ユニバーサルデザイン担当課							
	内容・方法							
【目的】								
ユニバーサルデザインに関する製品を様々な機会で紹介し、普及する。								
【事業概要】								
①ユニバーサルデザインに関する製品の展示会を実施する。 ②ユニバーサルデザインと思われる製品を収集し、貸出しを行う。 ③収集した製品の紹介カードを作成し、ユニバーサルデザインに関するイベント等にあわせて配布する。								
【取り組みに対する指標】								
①実施回数 ②貸出件数 ③配布部数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	① 2 回/年 ② 2 件/年 ③100 部/年	① 2 回/年 ② 3 件/年 ③110 部/年	① 2 回/年 ② 4 件/年 ③120 部/年	① 2 回/年 ② 5 件/年 ③130 部/年				
	過去の実績に基づき、設定した。							

●区が実施する事業の概要

柱立て	くらしづくり	施 策 群	だれもが使いやすい製品を普及させる
施策	2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	
所管	産業振興課		

内容・方法

【目的】

製品開発者にユニバーサルデザインの考え方を伝えていく。

【事業概要】

事業者に対し、専門の講師による製品づくりのアドバイスを行うため、「あだち新製品開発講座」を実施する。

【取り組みに対する指標】

実施回数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	19 回/年	19 回/年	19 回/年	19 回/年
4月から翌年1月までのカリキュラムの回数に基づき、設定した。 (2回／月×9か月+1回(翌年1月)=19回)				

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施策群	だれもが円滑に移動できる環境を整備する
施策	3-(1)-①	安全な道路環境の整備	
所管	工事課		
内容・方法			

【目的】

だれもが安心して移動できる安全な道路を整備する。

【事業概要】

①安全で使いやすい歩道を整備するために、歩道の拡幅、誘導ブロック等の設置、街きよ^(*)の段差解消（マウントアップ→セミフラット）等を実施する。

※街きよ：舗装された街路の雨水等が流れ込む排水用の側溝。

②足立区無電柱化推進計画に基づき、地震等の災害時に倒壊の危険がある電柱を無くし、無電柱化を実施する。



【取り組みに対する指標】

- ①整備距離
- ②整備距離

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①688m 梅島一丁目 谷中二丁目 谷在家一丁目	①580m 梅島一丁目 加賀二丁目	①160m 江北四丁目	①190m 江北四丁目
下記の理由により、整備する地域を設定した。 ・梅島一丁目：バリアフリー地区別（区役所周辺地区）の道路特定事業路線 ・谷中二丁目：北綾瀬駅へのアクセス道路整備路線 ・加賀二丁目：平成 26 年度から実施しているおしべ通りの継続路線 ・江北四丁目：東京女子医大東医療センター移転に伴う外周道路及びおしべ通りの路線				

区が実施する事業集

所管	街路橋りょう課							
	内容・方法							
【目的】								
だれもが安心して移動できる安全な道路を整備する。								
【事業概要】								
①都市計画道路等の用地取得を行う。 ②電線共同溝工事を行う。 ③歩道は、街区の段差が少ないセミフラット形式とし、誘導ブロック等の設置を実施する。車道は、幅員確保が可能な場合には自転車レーンを設ける。								
【取り組みに対する指標】								
①事業の進捗状況 ②電線共同溝工事の実施距離 ③整備距離								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	①補助第 256 号線 事業認可取得 ②244m 主要区画道路② ③114m 六町加平橋取付道路	①補助第 256 号線 用地取得 ③244m 主要区画道路② 歩車道整備	②280m 補助第 138 号線の 2 ②97m 区画街路 14 号	③97m 区画街路 14 号				
	①都市計画道路（補助第 256 号線）の事業の進捗に基づき、設定した。 ②電線共同溝工事の実施距離は、新設する都市計画道路（区施行の優先整備路線）等で無電柱化する道路延長に基づき、設定した。 ③新たに都市計画道路等（主要区画道路②を含む）の歩車道が整備される箇所を設定した。							

所管	都市計画課							
内容・方法								
【目的】 だれもが安心して移動できる安全な歩行空間を整備する。								
【事業概要】 「足立区歩行者系案内サインマニュアル」に基づき、主要駅から公共施設等までの安全で円滑な移動を支援する歩行者系案内サインを整備する。								
【取り組みに対する指標】								
整備場所 整備期間 整備基數								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	足立区サインマニ ュアル改定 江北駅周辺地区 (計画)							
		(調整)	(整備 10 基/年)					
		北千住駅西口周辺 地区 (計画)	(整備 10 基/年)					
			竹ノ塚駅周辺地区 (計画)	(整備 10 基/年)				
	盤面修繕 (整備 15 基/年)							
区内 24 主要駅中、未設置駅及び設置済駅の更新等に対応するため、設定した。 施設の開設や移転等に伴い、盤面情報変更による修繕を行うため、設定した。								

区が実施する事業集

所管	交通対策課							
内容・方法								
【目的】 だれもが安心して移動できる自転車の通行空間を整備する。								
【事業概要】 自転車走行環境の整備のため、自転車ナビマークを明示する。								
【取り組みに対する指標】								
整備場所 整備期間								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	綾瀬駅周辺 竹ノ塚駅周辺の一部	花畠地区 江北地区の一部 六町駅周辺の一部	江北地区	竹ノ塚駅周辺の一部				
	足立区総合交通計画（秋頃策定予定）に基づき、設定した。							

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが円滑に移動できる環境を整備する							
施策	3-(1)-②	歩行者空間の確保								
所管	防犯設備課									
内容・方法										
<p>【目的】 だれもが円滑に移動できるように歩行者空間を確保する。</p> <p>【事業概要】 警察と合同でパトロール等を実施し、区道を不法に占用、使用している方々に適正な指導を行う。</p> <p>【取り組みに対する指標】 新規苦情受付に対し、指導を行い解決した割合</p>										
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度						
年次計画	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上						
過去、新規に受け付ける苦情件数から指導等により支障を改善した案件件数の割合に基づき、設定した。										

区が実施する事業集

所管	交通対策課			
	内容・方法			
【目的】	だれもが円滑に移動できるように歩行者空間を確保する。			
【事業概要】	鉄道駅周辺において自転車等放置禁止区域を指定（路面ステッカー等にて掲示）し、自転車駐車場への誘導及び警告・撤去活動等を行い、放置自転車を削減する。			
【取り組みに対する指標】				
自転車の放置率 ^(※)	※放置台数／乗入台数（放置台数+駐輪場内の駐車台数） ※小数点第2位以下切捨て			
計画年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
年次計画	0.5%以下	0.5%以下	0.5%以下	0.5%以下
	過去の自転車の放置率に基づき、設定した。 （平成24年度より放置率が7年連続で23区最少を達成している。）			

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが円滑に移動できる環境を整備する
施策	3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	
所管	企画調整課		
内容・方法			

【目的】

安心で安全な利用しやすい駅舎の整備を支援する。

【事業概要】

「足立区鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者に補助金を交付する。



【取り組みに対する指標】

ホームドア整備の状況

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	ホームドア等 設置工事 (東武線北千住駅 3 階ホーム)	→	鉄道事業者の整備 計画と要望に合わ せて調整	→
国土交通省から示された「駅ホームにおける安全性向上のための検討会（中間とりまとめ）」の整備方針に則り、鉄道事業者の整備計画や要望に合わせて、設定した。				

所管	交通対策課							
	内容・方法							
【目的】								
安心で安全な利用しやすいバス停の利用環境を整備する。								
【事業概要】								
整備条件の整っている ^(*) 「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の設置を行う。								
※歩道の幅員が充分確保されており、歩行者の通行を妨げない箇所においてベンチの整備を進め、歩道が整備されているバス停では点字ブロックの整備を進める。ベンチ、点字ブロックとも、バス停の利用者が多い駅周辺や高齢者が多数利用する施設の周辺(福祉施設や病院等)を優先的に整備する。								
【取り組みに対する指標】								
設置箇所数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	26 か所/年	26 か所/年	26 か所/年	26 か所/年				
上記の整備条件に合うバス停の内、未整備箇所が 206 ある。これを 10 年間で整備完了するため、設定した。								

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する
施策	3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	
所管	庁舎管理課 本庁舎改修準備担当課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。

【事業概要】

「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、本庁舎施設を整備する。

【取り組みに対する指標】

整備場所

整備内容

整備期間

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	北館改修 (設計準備)	(設計)		

区が実施する事業集

所管	営繕管理課							
内容・方法								
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。								
【事業概要】 「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、区が整備する公共建築物を整備する。								
【取り組みに対する指標】 整備場所								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	保塚地域学習センター 西新井東西自転車駐車場	伊興地域学習センター 入谷住区センター 西伊興住区センター 本木関原住区センター	鹿浜地域学習センター 興本住区センター 勤労福祉会館	千住庁舎 西新井区民事務所 (仮称)江北健康づくりセンター				
	中期財政計画及び施設所管課の改修計画により計画している。							

所管	関係各課（施設管理者）							
内容・方法								
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。								
【事業概要】 区が整備する公共建築物の案内サインを整備する。								
【取り組みに対する指標】 案内サインを改修 整備期間 整備場所								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画		必要に応じて、随時整備						
本庁舎、各地域学習センター、各住区センター等があり、施設管理者である各所管が、改修の時期に限らず修繕・改善が必要だと判断した際に、その都度、案内サイン整備を実施している。								

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施策群	だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する
施策	3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	
所管	学校施設課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な区立小・中学校を整備する。

【事業概要】

「足立区公共施設等整備基準」に基づき、区立小・中学校を整備する。また、災害発生時の第一次避難所としても、使いやすい施設となるよう配慮する。

【取り組みに対する指標】

整備する学校

整備内容

整備期間



計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	千寿青葉中学校 (設計・工事) 綾瀬小学校 (設計) 江北小学校と 高野小学校の 統合校 (設計) 北鹿浜小学校と 鹿浜西小学校の 統合校 (設計)	(工事)	(工事)	(工事)
東綾瀬中学校 (設計) 2024 年度夏 完了予定				
各種計画に基づき、設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する
施策	3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	
所管	子ども施設運営課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な保育施設を整備する。

【事業概要】

施設修繕や危険箇所^(※)の改修を行うとともに、トイレ改修をはじめとした、施設のユニバーサルデザイン整備を進める。

※園職員からの随時の報告のほか、建築基準法第12条点検などの委託事業者による点検、施設管理者（園長・主管課職員）による年1回の施設総点検で把握する。

施設改築等に合わせて、「足立区公共施設等整備基準」等に適合したユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。

【取り組みに対する指標】

整備内容

整備施設数

整備期間

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	和式トイレの洋便器化 3 施設 トイレ 1 施設 (改修設計)	和式トイレの洋便器化 3 施設 (工事) トイレ 1 施設 (改修設計)	和式トイレの洋便器化 3 施設 (工事) トイレ 1 施設 (改修設計)	和式トイレの洋便器化 3 施設 (工事) トイレ 1 施設 (改修設計)
		施設の修繕、危険箇所の改修（随時）		

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施策群	だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する
施策	3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	
所管	住宅課、区営住宅更新担当課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な区営住宅を整備する。

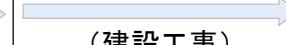
【事業概要】

- ①「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき集約建替えを行う。その際は「足立区公共施設等整備基準」を遵守する。
- ②集約建替え団地において居住者情報交換会を開催し、建替え計画等に関する意見交換を丁寧に行う。
- ③集約建替え団地を対象に建替え計画等に関するニュースを発行し、建替え計画等に関する情報提供を行う

【取り組みに対する指標】

- ①建替えの進捗状況
- ②開催回数
- ③発行回数



計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①新田地区区営住宅集約建替え  (仮移転) ②1~2 回/年 ③ 2 回/年	 (基本設計) ②1~2 回/年 ③ 2 回/年	 (実施設計) ②1~2 回/年 ③ 2 回/年	 (建設工事) ②1~2 回/年 ③ 2 回/年
①集約建替えは「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき実施するため、設定した。 ②集約建替え対象団地（新田・大谷田）各 1 回/年程度（事業進捗にあわせて実施）として設定した。 ③集約建替え対象団地（新田・大谷田）各 1 回/年発行として、設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施策群	だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する
施策	3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	
所管	みどり推進課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な公園等を整備する。

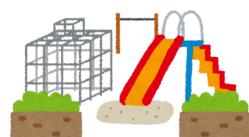
【事業概要】

「パークイノベーション推進計画」に基づき、公園等を改修・新設工事を行っている。

公園改修等にあたっては、利用者アンケートや公園活用推進連絡会を開催するなど、身障者や高齢者等の意見を聞きながら、利用しやすい公園の整備方法や管理方法を検討する。

【取り組みに対する指標】

- 整備する公園
- 整備箇所数
- 整備内容



計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	公園 9 か所 (工事) 公園 6 か所 (設計)	(工事) 公園 8 か所 (設計)	(工事) 公園 11 か所 (設計)	(工事) 公園 10 か所 (設計)
既設公園の改修のため、ご利用者の多い初夏から秋頃にかけて工事施工スケジュールを考慮した、同一年度での設計施工を実施せず、複数年度に分けて実施するため、設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する
施策	3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	
所管	交通対策課		

内容・方法

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な自転車駐車場等を整備する。

【事業概要】

「足立区公共施設等整備基準」に基づき、老朽化した自転車駐車場等の改修に合わせ、検討し整備する。

【取り組みに対する指標】

整備場所

整備内容

整備期間

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	北綾瀬北自転車駐車場（工事） 西新井東・西自転車駐車場（工事） サイクルパーク綾瀬自転車駐車場（改修設計）		老朽化調査の結果に沿って実施	→
		(改修工事)		
区内の自転車駐車場 53 か所（有料 45、無料 8）、移送所 5 か所、駐車場 7 か所、合計 65 か所のうち、老朽化した自転車駐車場等から順次実施するため、上記のとおり設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する
施策	3-(3)-(3)		イベント会場等のユニバーサルデザインの推進
所管	シティプロモーション課		

内容・方法

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心なイベント会場等を設営する。

【事業概要】

会場レイアウトや案内サインの相談・アドバイスを実施する。

【取り組みに対する指標】

相談・アドバイスに対応した割合

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	100% 会場整備に関する ポイント周知	100%	100%	100%
各所管からの問合せ・相談依頼があった場合は、必ず相談・アドバイスをする方針をとっているため、設定した。				

区が実施する事業集

所管	関係各課							
内容・方法								
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心なイベント会場等を設営する。								
【事業概要】 <ul style="list-style-type: none">・会場移動動線を確保する。・会場レイアウトを工夫する。・案内サイン（ピクトグラム）を設置する。								
【取り組みに対する指標】 だれもが利用しやすい安全で安心なイベント会場等の設営時期								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画		イベント開催時にその都度、対応						

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい施設等の整備を誘導・支援する
施策	3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	
所管	都市計画課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。

【事業概要】

「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、整備前及び完成後に「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」による総合的な協議・指導を行う。

【取り組みに対する指標】

「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」に適合している割合

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
既存建物の改修工事の場合に、ユニバーサルデザイン導入チェックリストの全てに適合させることは困難であるため、90%以上の適合率を設定した。				

区が実施する事業集

所管	企画調整課							
	内容・方法							
【目的】								
だれもが利用しやすい安全で安心な道路や公園等を整備する。								
【事業概要】								
①都立中川公園の整備に関して、「中川公園整備検討協議会」での住民の意見を反映できるように東京都と協議を行う。 ②国や都の都市計画道路整備事業の際に、「バリアフリー新法」や「道路移動等円滑化基準」に基づく道路の整備を進めるよう、協議の場を通じて依頼する。								
【取り組みに対する指標】								
①協議回数 ②協議回数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	①2 回/年 ②1 回/年	①2 回/年 ②1 回/年	①2 回/年 ②1 回/年	①2 回/年 ②1 回/年				
	①「中川公園整備検討協議会」における年間協議回数 ②「東京都第六建設事務所・足立区行政事務連絡会」の開催回数							

●区が実施する事業の概要

柱立て	まちづくり	施 策 群	だれもが利用しやすい施設等の整備を誘導・支援する
施策	3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	
所管	開発指導課		
内容・方法			

【目的】

だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物を整備する。

【事業概要】

「足立区環境整備基準」に基づくユニバーサルデザインによる施設整備基準による協議・指導を行う。

【取り組みに対する指標】

「足立区環境整備基準」に基づくユニバーサルデザインによる施設整備基準が適用される大規模店舗建設事業及び公共的建築物建設事業の協議件数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	25 件/年	25 件/年	25 件/年	25 件/年
過去の実績から推定して設定した。				

所管	障がい福祉課			
	内容・方法			
【目的】	だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物を整備する。			
【事業概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、窓口指導を行う。 「東京都福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、店舗等内部における整備の考え方を中心にまとめた「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」の普及促進を図る。 			
【取り組みに対する指標】	「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく届出件数			
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	50 件/年	50 件/年	50 件/年	50 件/年
	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の過去の実績値より設定した。			

所管	産業振興課							
	内容・方法							
【目的】								
だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物を整備する。								
【事業概要】								
地域経済の活性化や利便性の向上のため、小規模事業者 ^(※) に対して店舗改修費用の補助を行う。								
※中小企業基本法に既定する従業員5人以下の商業・サービス業または従業員20人以下の製造業を「小規模事業者」と設定した								
【取り組みに対する指標】								
補助件数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	10 件/年	11 件/年	11 件/年	11 件/年				
上記、事業者を対象とした経営改善補助金のうち、店舗改修を実施した件数を設定した。								

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施 策 群	参加しやすい開かれた区政を運営する
施策	4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	
所管	ユニバーサルデザイン担当課		
内容・方法			

【目的】

ユニバーサルデザインを推進する事業をスパイラルアップさせる。

【事業概要】

「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」に位置づけられた事業の進捗管理や前年度事業の評価、計画の修正検討を行うため、

- ①「足立区ユニバーサルデザイン推進会議」及び「評価部会」を実施する。
- ②担当所管と事業に関する調整等を行い、事業に反映させる。



【取り組みに対する指標】

- ①「推進会議」及び「評価部会」の実施回数
- ②各事業の関係所管との調整回数

計画 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画	①3 回/年 3 回/年 ②5 回/年			
①例年実施している回数に基づき、設定した。 ②年間を通じた各事業の関係所管と事業の進行管理等の調整回数に基づき設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施策群	参加しやすい開かれた区政を運営する
施策	4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	
所管	関係各課（政策経営課）		
内容・方法			

【目的】

区政の重要な政策や計画に区民の意見を取り入れる。

【事業概要】

「足立区パブリックコメント実施要綱」及び「足立区パブリックコメント活用マニュアル」に基づき、庁内の該当案件をまとめ、広報等で周知することにより、重要な政策及び計画の策定について区民が意見等を述べることができる機会を設け、それに対する区の考え方を公表する。



【取り組みに対する指標】

あだち広報掲載回数

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
毎月あだち広報 25 日号に翌月分の情報を掲載。				

区が実施する事業集

所管	関係各課（政策経営課）							
内容・方法								
【目的】 審議会等に区民の意見を取り入れる。								
【事業概要】 「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議事項に照らして必要があると認められる場合には、委員の一部を区民から公募する。								
【取り組みに対する指標】 区民公募枠のある審議会等の数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	11	11 以上	11 以上	11 以上				
年 2 回（7 月と 12 月）に区民公募枠のある審議会等を調査・把握するため、その数を設定した。								

所管	区民参画推進課（関係各課）							
	内容・方法							
【目的】								
政策・方針の意思決定において、男女のバランスのとれた登用を進める。								
【事業概要】								
審議会等委員の女性比率を高める。								
【取り組みに対する指標】								
女性比率								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	32.5%	35%	37.5%	40%				
足立区男女共同参画推進条例の40%を根拠としている。各年度の数値は、実績をベースに2022年度に目標達成すると想定し、均等割りで設定した。								

所管	区民の声相談課							
	内容・方法							
【目的】								
「区民の声」に迅速かつ的確に対応することにより、区民ニーズに応え、区政への満足度を向上させる。								
【事業概要】								
「区民の声」制度を活用し、区民からの区政に関する意見・要望に対し、迅速に回答する。								
【取り組みに対する指標】								
回答までの平均日数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次計画	6.3 日	6.2 日	6.1 日	6 日				
次年度の回答日数の目標値は、毎年度3月に開催している「サービスアップ推進会議」で決定するが、直近の回答日数の推移に基づき、設定した。								

所管	関係各課			
	内容・方法			
【目的】				
検証から様々な人の意見を基に、だれもが利用しやすいまちをつくる。				
【事業概要】				
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方や乳幼児子育て中の方々とともに、実際にまちを歩き、道路や公園、施設等の安全性や利便性、バリアフリー状況について検証する。 ・学校関係者、道路管理者、警察署とともに、小学校の通学路点検を実施し、検証する。 				
【取り組みに対する指標】				
<p>まち歩きを実施</p> <p>検証した結果</p> <p>その結果を踏まえた改善状況</p>				
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次 計画		実施する機会ごとに随時		
各所管が計画の作成時や区民の方からの要望にあわせて、設定した。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施 策 群	だれにでも伝わる情報を作成・発信する
施策	4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	
所管	総務課		

内容・方法

【目的】

だれもがわかりやすい印刷物の作成方法を周知し、わかりやすい印刷物の作成に寄与する。

【事業概要】

- ①「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」や「カラーユニバーサルデザインガイドライン」の基準の適正化を図る。
- ②外部に印刷を委託して作成した印刷物については、外注印刷物作成報告書から印刷物の内容を確認する。必要に応じて指導を行い、次回の印刷物作成時に改善を促す。

【取り組みに対する指標】

①実施内容

実施期間

②印刷物作成時のユニバーサルデザイン実施の確認及び指導

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①改正 ②必要に応じて指導	①運用		
足立区印刷物取扱規程に基づき、外部に印刷を委託して作成した印刷物について、所属が外注印刷物作成報告書を作成し、総務課にて内容を確認している。				

所管	報道広報課							
内容・方法								
【目的】 だれもが利用しやすいホームページにする。								
【事業概要】 「足立区ホームページアクセシビリティガイドライン」の基準を適正化し、職員に遵守させる。								
【取り組みに対する指標】								
実施内容								
実施期間								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	改定	運用 		改定				

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施 策 群	だれにでも伝わる情報を作成・発信する		
施策	4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成			
所管	関係各課				
内容・方法					

【目的】

だれもがわかりやすい冊子、パンフレット、広報紙等を作成する。

【事業概要】

- ・計画冊子、啓発パンフレット、広報紙等について、「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」に基づいて作成する。
- ・バリエントール等の色弱模擬フィルターを活用する（総務課文書係にて貸出）。

【取り組みに対する指標】

印刷物作成時におけるユニバーサルデザイン実施の有無及び確認製品等の活用

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画			冊子作成時	
各所管が冊子、パンフレット、広報紙、ポスター、チラシ等を作成する際、ユニバーサルデザインに配慮して実施している。				

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施 策 群	だれにでも伝わる情報を作成・発信する
施策	4-(2)-(3)	だれもが利用しやすい電子情報の作成	
所管	報道広報課		

内容・方法

【目的】

だれもが利用しやすいホームページの作成及びSNS発信を行う。

【事業概要】

「足立区ホームページアクセシビリティ^(*)ガイドライン」に基づき、ホームページ作成・運用が実現できる体制を整える。

※アクセシビリティ：年齢や身体障がいの有無に関係なく、言語の違いや、どんな機器でも、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること



【取り組みに対する指標】

実施内容

実施期間

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	ホームページ再構築設計・構築 ホームページ全件点検・ページ移行	ホームページ見直し・課題対応 アクセシビリティ試験実施・結果公開		

区が実施する事業集

所管	区議会事務局			
	内容・方法			
【目的】	だれもが利用しやすいホームページ等を作成する。			
【事業概要】	議長が主催する「足立区議会広報委員会」での意見を基に、掲載内容の変更等を行う。			
【取り組みに対する指標】	更新回数			
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	6 回/年	6 回/年	6 回/年	6 回/年
	広報委員会の年間予定回数に基づき、設定した。			

●区が実施する事業の概要

柱立て	しくみづくり	施 策 群	災害から身を守る情報を提供する
施策	4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	
所管	災害対策課		
内容・方法			

【目的】

災害時に必要な情報をだれにでも届くようにする。

【事業概要】

- ①防災行政無線のスピーカーを新設・更新する。
- ②災害時に必要となる一時集合場所標示板・避難場所標識等の情報の多言語化を図る。
- ③安全な避難誘導を行うため、避難場所等の所在地等の情報を防災ナビで表示する。
- ④足立区公式ツイッター、フェイスブック等で災害情報を提供する。

【取り組みに対する指標】

- ①整備箇所数
- ②整備場所
- ③更新頻度
- ④提供頻度

計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	① 70 か所 ②避難場所標識 60 か所 一時集合場所標識 10 か所 海抜表示 100 か所 ③変更の都度 ④災害等発生時に	① 53 か所 75 か所 10 か所 100 か所	①移設等必要時に	→
				→
				→
				→
	①防災行政無線のデジタル化については、2017 年度から 2020 年度までの 4 箇年で実施している。その後は、スピーカー設置施設の建て替え等の必要性に応じて、移設等を行う。 ②避難場所標識の多言語化については、2019 年度から 2020 年度までの 2 箇年で実施していく。 一時集合場所標識の多言語化については、2018 年度から実施しており、旧型のものから、順次、実施していく。 海抜表示は、2019 年度から実施しており、年 1 回の消火器外観点検において交換が必要と判断された格納箱数を考慮しつつ、海抜表示シールの貼り付けを実施していく。			

所管	報道広報課			
	内容・方法			
【目的】	災害時に必要な情報をだれにでも届くようにする。			
【事業概要】	①Aメールを周知し、登録件数の増加を図る。 ②Aメールを活用し、必要な災害情報を迅速に発信する。 ③緊急情報伝達システム「あだち安心電話」では大雨や台風による河川の水位上昇・氾濫のおそれがあるときに、電話で対象地域に一斉に音声を送信し、河川水位や避難情報などを伝える。			
【取り組みに対する指標】	①登録件数 ②Aメールでの災害情報の発信状況 ③「あだち安心電話」による情報発信状況			
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年次計画	①累計 81,000 件 ②災害等発生時 ③必要に応じて	①累計 87,000 件	①登録増加に向けた周知活動	
				→
	これまでの増加傾向の数値（毎年 5,000 件増加傾向）と周知活動による登録増加目標数（1,000 件）を合計し、設定した。			

所管	企画調整課							
	内容・方法							
【目的】								
日頃から水害に備え、水害発生時に安全かつ速やかな避難ができるよう情報を提供する。								
【事業概要】								
①カラーユニバーサルデザインに配慮した洪水ハザードマップの作成し、区内全戸に配布する。 区転入者には随時配布する。								
②洪水ハザードマップ啓発映像を足立区公式動画サイト等で公開するなどして、周知を図る。								
③出水期（6～10月）前や台風接近時などに、足立区公式ツイッター等で洪水ハザードマップに関する情報を発信する。								
【取り組みに対する指標】								
①ハザードマップ作成及び配布に関する進捗、配布部数 ②周知方法 ③発信回数								
計画年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度				
年次 計画	①作成、 全戸配布	①20,000 部/年	①20,000 部/年	①20,000 部/年				
	②啓発映像制作	②周知活動						
	③4 回以上/年	③4 回以上/年	③4 回以上/年	③4 回以上/年				
	①全戸配布後、区転入者や各イベント等でのハザードマップの配布実績として設定した。 ③出水期前の 1 回のほか、台風の関東地方への接近数が年間平均 3 回程度のため設定した。							

2 | 区が実施する事業の評価基準

推進計画に記載されている事業を評価するにあたり、評価項目や基準を定め、総合的な評価として、以下の5段階に分類しています。

総合評価		評点の意味
5	★★★★★ 	優れた取り組みがなされ、満足できる成果となっている。
4	★★★★☆ 	良い取り組みがなされ、成果が十分に出ている。
3	★★★★☆ 	取り組みがなされ、成果が出ている。
2	★★★★☆☆ 	取り組みに課題があり、成果があまり出ていない。
1	★★★★☆☆ 	取り組みに課題があり、成果が出ていない。または、実施していない。

3 | 区が実施する事業の新旧対照表

推進計画を改定するにあたり、従前の推進計画に掲載されていた個別施策が、本計画のどの施策群及び施策に移行されたのかが分かるように、一覧表で示しています。

『区が実施する個別施策』の新旧対照表

旧 施策番号	旧 推進計画 区が実施する個別施策	H26 実施		H27 実施	
くらし 1-①	ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する	4		4	
くらし 1-②	ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する	3	↗	4	
くらし 1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	4		4	
くらし 1-④	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する	3		3	
くらし 1-⑤	ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する	4		4	↘
くらし 1-⑥	高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う	4	↘	3	↗
くらし 1-⑦	ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅を整備する	1	↗	3	↗
くらし 1-⑧	放置自転車等をなくす対策を強化する	4		4	
くらし 1-⑨	ユニバーサルデザインに配慮した鉄道駅舎の整備を支援する	3		3	↗
くらし 1-⑩	障がい者への様々な移動手段を確保する	4		4	
くらし 1-⑪	ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する	4	↘	3	↗
くらし 1-⑫	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する	4		4	
くらし 1-⑬	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	4		4	↗
くらし 1-⑭	多言語による案内サインを充実させる	4		4	
くらし 1-⑮	バリアフリー基本構想を策定し推進する	3	↗	4	
もの 2-①	区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する	1	↗	4	
もの 2-②	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する	1	↗	3	↗

H28 実施		H29 実施		H30 実施		施策番号 (改定版)	新 推進計画 区が実施する施策群及び施策
4		4		4	→	3-(1)-①	安全な道路環境の整備
4		4		4	→	3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進
4	4	4	4	→	3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	
					3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	
					3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	
					3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	
3		3	↗	4	→	3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導
3	↗	4		4	→	3-(3)-②	公共自転車駐車場のユニバーサルデザインの推進
4		4		4	→	2-(2)-①	住宅の改良支援
5		5	↘	4	→	3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進
4	↗	5		5	→	3-(1)-②	歩行者空間の確保
4	↘	3	↗	4	→	3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援
4		4		4	→	2-(1)-①	多様な人々への移動支援
5	↘	4	↗	5	→	3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進
						3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進
						3-(2)-③	区立保育施設のユニバーサルデザインの推進
4		4		4	→	3-(1)-①	安全な道路環境の整備
5	5	↘	4	→	3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	
					3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	
					3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	
4	暮らし1-①に統合			→	推進計画(改定版)において 3-(2)-①から③		
4		4		4	→	策定済み。整備は 3-(1)-②から 3-(2)-③で実施	
4		4	↘	3	→	2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援
4		4	↘	3	→	2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発

区が実施する事業集

施策番号 (旧)	推進計画(旧) 区が実施する個別施策	H26 実施		H27 実施	
ひと 3-①	ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する	4		4	
ひと 3-②	ユニバーサルデザイン出張講座を実施する	3	↖	2	↗
ひと 3-③	ユニバーサルデザインに配慮した学習環境等を整備する	3		3	
ひと 3-④	職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る	4		4	
ひと 3-⑤	日本語ボランティア教室を支援する	4	↖	3	
ひと 3-⑥	児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する	4		4	
ひと 3-⑦	国際交流イベント「あだち国際まつり」を開催する	4		4	
ひと 3-⑧	ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する	3		3	
ひと 3-⑨	カラーユニバーサルデザインを推進できる職員を育成する	4	↗	5	↖
情報 4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	4	↗	5	
情報 4-②	聴覚障がい者に対してコミュニケーション手段を支援する	4		4	
情報 4-③	だれでも読みやすい「あだち広報」を作成し発信する	5		5	
情報 4-④	JIS 規格に準拠した閲覧環境に左右されないホームページを運用する	4		4	
情報 4-⑤	多言語に対応したホームページや通知等を作成する	4		4	
情報 4-⑥	防災ナビを利用し災害時における情報を発信する	4	↖	3	↗
情報 4-⑦	外国語での窓口相談・電話相談を実施する	4		4	
情報 4-⑧	足立区ホームページのユニバーサルデザインコーナーを充実させる	4		4	↖
しくみ 5-①	審議会委員等の公募制を推進する	4		4	
しくみ 5-②	パブリックコメントを実施する	3		3	↗
しくみ 5-③	ユニバーサルデザイン推進会議を運営する	4	↗	5	↖
しくみ 5-④	道路や公共施設等の安全性や利便性を区民とともに検証する	3		3	↗
※ 平均点 ※			3.55	↗	3.74 ↗

H28 実施		H29 実施		H30 実施		施策番号 (改定版)	新 推進計画 区が実施する施策群及び施策
4		4	↖	3	→	1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発
3	↗	4		4	→	1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進
3	↗	4	↖	3	→	1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進
4		4		4	→	1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成
3	↖	2	↗	4	→	1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成
4	↖	3		3	→	1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進
4		4	↖	3	→	1-(3)-①	多様な人々の連携・支援
3		3	↗	4	→	1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発
4	↗	5	↖	4	→	1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成
5		5	↖	4	→	4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用
						4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成
4		4		4	→	2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援
5		5		5	→	4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成
4		4	↖	3	→	4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成
4		4		4	→	4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成
4		4	↖	3	→	4-(3)-①	効果的な防災・災害情報の提供
4		4		4	→	2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援
3		3		3	→	4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成
4		4		4	→	4-(1)-②	区民の意見を区政へ反映させる体制の充実
4		4		4	→	4-(1)-②	区民の意見を区政へ反映させる体制の充実
4		4		4	→	4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理
4		4		4	→	4-(1)-②	区民の意見を区政へ反映させる体制の充実
3.95	↗	3.97	↖	3.84			

資料編

1 様々な立場のひとに関するマーク

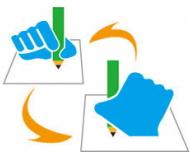
まちの中には、必要な情報を分かりやすく伝えるために、様々なマークや表示が存在します。その中には、障がいのあるひとや配慮が必要なひとに関するマークもあります。

次のページより紹介するマークは、その一部です。これらのマークを表示することで、障がいに配慮した施設であることや、どのような立場のひとか分かりやすく伝えられるようにしています。

これらのマークは、国際的に定められたものや、障がい者団体等が独自に提唱しているものがあります。

マーク・概要など	連絡先
<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】</p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、車いす利用者に限定するものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 ファックス 03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141(代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141(代)</p>
<p>【高齢者運転標識】</p>  <p>自動車免許を受けている 70 歳以上の人には、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、普通自動車の前面と後面の両方に付けて運転するように努めなければならないマークです。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141(代)</p>

マーク・概要など	連絡先
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p>  <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに表示されている世界共通のマークです。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885
<p>【白杖SOSシグナル】</p>  <p>(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)</p> <p>白杖を頭上に掲げてSOSシグナルを示している人を見かけたら支援する「白杖SOSシグナル」運動普及啓発マークです。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によるSOSシグナルを示していくなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 電話 058-214-2138 ファックス 058-265-7613
<p>【ほじょ犬マーク】</p>  <p>商業施設やレストランなどに同伴されることを歓迎することを表すマークで、「身体障害者補助犬法」を分かりやすく理解してもらうために作成したものです。</p> <p>公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設（デパート、ホテル、レストラン、病院等）において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を受け入れる義務があります。</p>	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 電話 03-5253-1111(代) ファックス 03-3503-1237
<p>【介護マーク】</p>  <p>介護者が介護中であることを周囲に理解されるように作られたマークです。</p> <p>足立区でも、地域包括ケア推進課（区役所北館1階）や地域包括支援センター（区内25カ所）で、「介護マーク」を配布しています。</p>	地域包括ケア推進課 事業調整係 電話 03-3880-5885

マーク・概要など	連絡先
<p>【耳マーク】</p>  <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会</p> <p>電話 03-3225-5600 ファックス 03-3354-0046</p>
<p>【手話マーク】</p>  <p>耳が聞こえない人などが手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、手話による対応ができる場所であることを示すためのマークです。5本指で「手話」を表す形を採用し、輪で手の動きを表現しています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろう あ連盟</p> <p>電話 03-3268-8847 ファックス 03-3267-3445</p>
<p>【筆談マーク】</p>  <p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、筆談による対応ができる場所であることを示すためのマークです。相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろう あ連盟</p> <p>電話 03-3268-8847 ファックス 03-3267-3445</p>
<p>【オストメイトマーク】</p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会</p> <p>電話 03-5670-7681(代) ファックス 03-5670-7682</p>

マーク・概要など	連絡先
<p>【ハートプラスマーク】</p> <p>「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。</p>  <p>心臓や呼吸器などの内部障がいは、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々がいることを視覚的に示し、周囲の方に理解と協力を広げるために作されました。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p>
<p>【ヘルプマーク】</p>  <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々がいることを視覚的に示し、周囲の方に理解と協力を広げるために作されました。</p>	<p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4141</p>
<p>【ベビーカーマーク】</p>   <p>公共交通機関などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備、または使用を禁止する場所や設備を明示したマークです。</p> <p>公共交通機関などは、様々な利用者がいることを踏まえ、ベビーカー使用者及び周囲の方の双方で配慮することが必要です。</p>	<p>国土交通省総合政策局 安心生活政策課 電話 03-5253-8111(代) ファックス 03-5253-1552</p>
<p>【マタニティマーク】</p>  <p>妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマークです。</p> <p>さらに、交通機関、職場、飲食店、その他 の公共機関等が、その取組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局 母子保健課 電話 03-5253-1111(代) ファックス 03-3595-2680</p>

2 | ユニバーサルデザインとは

1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱された理念です。

ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれます。

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方であり、製品や建築デザインといったハードの整備にとどまらず、交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ハード・ソフト両面の幅広い分野を対象にしています。

●身近なくらしの場でのユニバーサルデザイン 事例

■区役所の総合案内



- ①：係員によるわかりやすい対応
- ②：筆談ボードを常備
- ③：高さの低いカウンターの設置
- ④：車いすやベビーカーの常備

■駅の改札口周辺



- ①：改札口に誘導する視覚障害者誘導用ブロック
- ②：車いす利用者などが通りやすい幅の広い改札口
- ③：矢印による進入の可否の電光表示
- ④：ICカードに対応した改札機
- ⑤：改札機付近の床面の色を変え、改札口の場所を明確化

2) ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの7原則とは、ユニバーサルデザインの理念をより分かりやすくするため、ロナルド・メイス氏を中心とするグループによって提唱されました。

ユニバーサルデザインの理念である「できるだけ多くの人が利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること」を実践していくためのチェックポイントであり、デザインの源であるといえます。

この7原則は、われわれの生活環境の中で、それぞれが単独に存在するわけではなく、相互に関連し、共存したデザインで実現されています。

■原則1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）

- ・使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用することができる

■原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）

- ・使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること

■原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）

- ・使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすくつくられていること

■原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと（安全性の原則）

- ・うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること

■原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）

- ・使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること

■原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）

- ・効率よく、疲れないで使えるようにすること

■原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

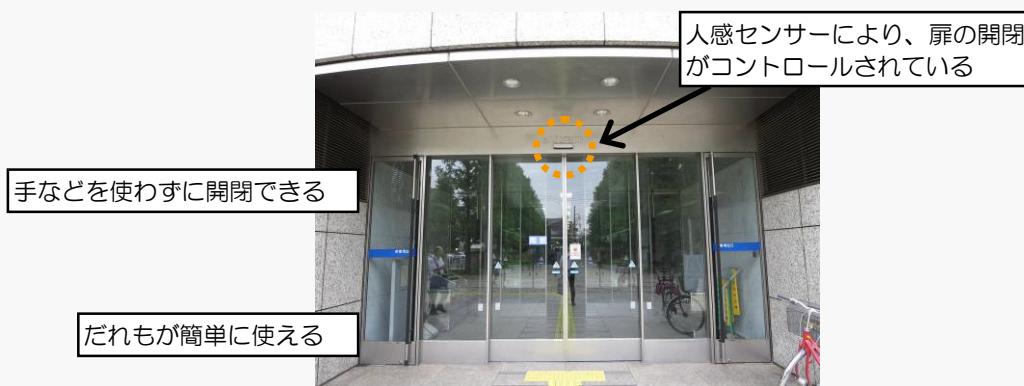
- ・どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

出典：「東京都 福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」より、一部説明加筆。

原則 1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）

⇒使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用することができること

■自動ドア



■異なる高さが設置してある水飲み場



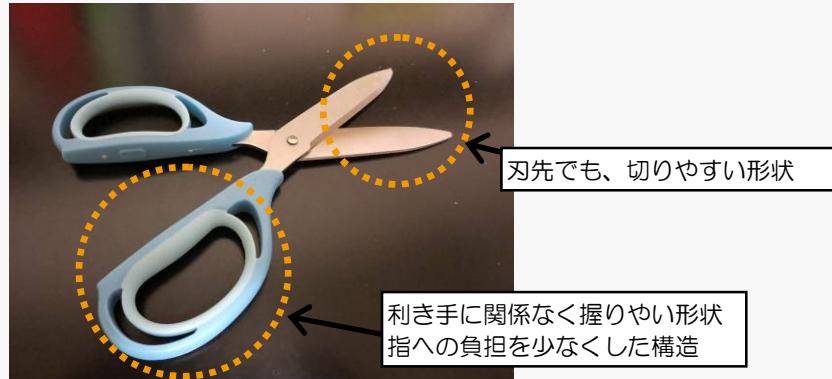
■多目的トイレ



原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）

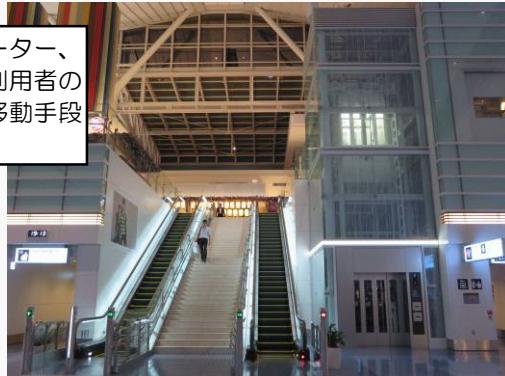
⇒使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること

■利き手に関係なく使えるはさみ



■エレベーター、エスカレーター、階段の併設

エレベーター、エスカレーター、階段を併設することで、利用者の目的や状況に合わせて、移動手段を選択できる



■音声触知案内板



ピクトグラム（図記号）を用いた表示、点字、音声案内ボタンにより、様々な手段で必要な情報を得ることができる

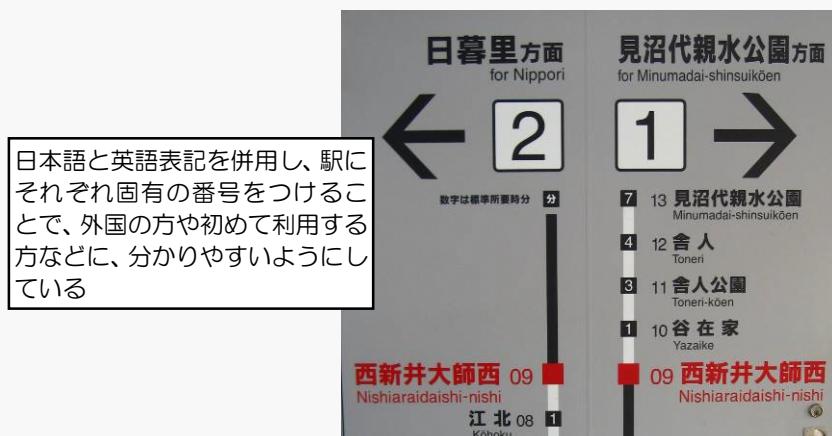
原則3 使い方が簡単ですぐわかるここと（単純性と直感性の原則）

⇒使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく、つくられていること

■エレベーターの操作ボタン



■路線記号、駅番号



■ファイルのとじ具



原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと (安全性の原則)

⇒うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること

■電気ポットのマグネットプラグ



コードに力がかかると簡単にはずれ、
ポットの転倒事故を防ぐ

磁石により簡単に取り外しができる

■駅のホームドア



目の不自由な方や転倒などによる
ホームからの転落事故を防ぐ

電車のドアと連動して、自動で開
閉する

■カバーの付いた画びょう



針のまわりにカバーが付いているため、落としても、針が上を向かない
また、指に針先が触れにくい

抜くときにつかみやすく、抜く力を軽減するカバー

原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）

⇒使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること

■公共的施設のサインシステム



■歩行者用信号



■ゴミ箱の分別方法



原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること (効率性の原則)

⇒効率よく、疲れないで使えるようにすること

■自動販売機



■レバー式の水栓ハンドル



■高さの異なる手すり



原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

⇒どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

■幅の広い改札口

幅の広い改札口は、車椅子利用者、ベビーカーを押している方、大きな荷物を持っている方など、だれもが通行しやすい



■駅の券売機まわり

車椅子利用者でも利用しやすいよう、券売機の下に足元空間を確保している

子どもや車椅子利用者でも見やすい位置に設置した表示パネル

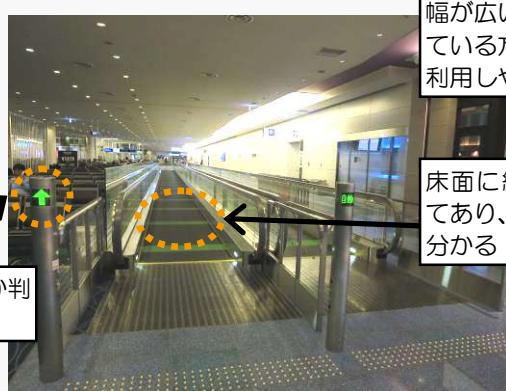


■動く歩道

矢印により、進入可能か否か判断できる

幅が広いため、大きな荷物を持っている方、荷物が多い方などにも利用しやすい

床面に緑色の線が等間隔でひいてあり、動いている方向と速さが分かる



3

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

第1節 基本的な施策の推進（第8条—第13条）

第2節 全ての人が暮らしやすい生活環境等の整備（第14条—第16条）

第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等（第17条—第20条）

第2節 協働・協創によるまちづくり（第21条—第28条）

第4章 都市計画の手続

第1節 都市計画案の作成（第29条—第32条）

第2節 都市計画審議会（第33条—第43条）

第5章 雜則（第44条）

付則

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、全ての人がいきいきと安心して暮らせるまちを実現することは、私たち区民の願いです。

これまで足立区は、安全、安心で快適に暮らしていけるまちをめざしてきましたが、今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助共助公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

そのため、区民、事業者及び足立区は、協働・協創によりユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、その成果を未来につなげ、足立区のさらなる発展をはかるため、本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念及び基本的事項を定めるとともに、区民、事業者及び足立区（以下「区」という。）のそれぞれの責務を明らかにすることにより、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、安心して、健やかに暮らすことができるまちづくりを計画的、総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が利用できるような生活環境その他の環境をつくりあげることをいう。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり 全ての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくりをいう。
- (3) 区民 区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の者をいう。

- (5) 都市計画マスタープラン 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定める区のまちづくりに関する基本的な方針をいう。
- (6) 開発等事業 法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築行為又はこれらに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。
- (7) 施設等 道路、公園、建築物、工作物、公共交通に関する設備等をいう。
- (8) 公共施設等 施設等のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項若しくは法第11条第1項第1号に規定する道路及びこれらに準ずるもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園及びこれに準ずるもの、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項若しくは第100条第1項に規定する河川又は建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 区のユニバーサルデザインのまちづくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現を目指すこと。
- (2) 安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現を目指すこと。
- (3) 自然環境と調和した、環境にやさしいまちの実現を目指すこと。
- (4) 全ての人が互いを思いやり、人と人との絆を大切にする社会の実現を目指すこと。
- (5) 区民、事業者及び区が協働・協創により推進すること。

（区民の責務）

第4条 区民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を發揮し、積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 区民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安全、安心で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。
- 3 区民は、事業者及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、区民及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者（以下「まちづくり事業者」という。）は、自らが行う事業活動において、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 まちづくり事業者は、第19条第1項に規定する地区環境整備計画及び第21条第1項に規定する地区まちづくり計画並びに第20条第1項に規定する基準を尊重し、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、区民の理解を得るように努めるものとする。

（区の責務）

第6条 区は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインのまちづくりに

関する施策を策定し、実施するものとする。

2 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、区民及び事業者との協働・協創により推進するものとする。

3 区は、施策の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(三者による協働・協創)

第7条 区民、事業者及び区は、この条例の目的を達成するため、それぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、協働・協創により取り組むものとする。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

第1節 基本的な施策の推進

(施策の推進)

第8条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、体系的かつ総合的に推進するものとする。

2 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、推進計画及びユニバーサルデザイン指針を定めるものとする。

3 区長は、社会情勢の変化を踏まえ、推進計画等の見直しに努めなければならない。

(人材の育成、教育の充実等)

第9条 区は、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

2 区は、基本理念に基づき、区民の人権を尊重する意識を育成し、障がい者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。
(関係機関との連携等)

第10条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

2 区は、国及び東京都と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むものとする。

(ユニバーサルデザイン推進会議)

第11条 区長は、前3条に規定する、施策の推進、人材の育成、教育の充実等及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、区長の附属機関として、ユニバーサルデザイン推進会議を置く。

2 ユニバーサルデザイン推進会議は、前項に規定するユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が期間を定めて委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、ユニバーサルデザイン推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(広報及び情報提供)

第12条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、区民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。

(意見の聴取、情報の収集)

第13条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりの実施に当たっては、区民から必要な意見の聴取、情報の収集等をするものとする。

第2節 全ての人が暮らしやすい生活環境等の整備

(公共施設等の整備)

第14条 区及びまちづくり事業者は、その設置又は管理する公共施設等の新設等（新設、新築、増設、増築、改修及び用途の変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、基本理念に基づき整備するものとする。
 （公共交通事業者等の努力）

第15条 公共交通事業者等（一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等を所有し、又は管理する者をいう。）は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

（施設の設置等をする者の努力）

第16条 前2条に規定する者以外の者が施設等の新設等をしようとするときは、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

2 商品の製造等（製造、加工及び設計をいう。以下この項において同じ。）をする者は、当該商品について、

基本理念に基づく製造等に努めるものとする。

3 サービスを提供する者は、当該サービスについて、基本理念に基づく提供に努めるものとする。

第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等

（都市計画マスタープラン）

第17条 区長は、基本理念に基づく都市の実現のために、都市計画マスタープランを策定しなければならない。

2 都市計画マスタープランは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本目標及びその実現の方針
- (2) その他ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な事項

3 区長は、都市計画マスタープランの策定に当たっては、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、前項の意見を聴くに当たっては、区民及び事業者並びに第26条第1項に規定するまちづくり推進委員会の意見を聴取しなければならない。

5 区長は、都市計画マスタープランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項に定めるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関する手続については、規則で定める。

7 都市計画マスタープランの変更については、第3項から前項までの規定を準用する。

（分野別のまちづくり計画）

第18条 区長は、前条の規定により策定した都市計画マスタープランに基づき、分野別のまちづくり計画（防災、交通、住宅、緑及び景観等のそれぞれの分野における基本的な考え方方に沿ったまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

（地区環境整備計画）

第19条 区長は、都市計画マスタープランに定めるまちづくりに関する基本方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏まえ、地区環境整備計画（地区（道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。以下同じ。）を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 区長は、地区環境整備計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、地区環境整備計画の策定に関する手続については、規則で定める。

4 区長は、次の各号に掲げる計画を地区住民等（地区の区域内の区民をいう。以下同じ。）との協働・協創

により策定したときは、必要に応じて、該当する地区的地区環境整備計画を改定するものとする。法第4条第1項に規定する都市計画の変更があったとき又は建築基準法第69条に規定する建築協定（以下「建築協定」という。）が締結されたときも、同様とする。

- (1) 第21条に規定する地区まちづくり計画
- (2) 法第12条の4第1項各号に掲げる計画（以下「地区計画等」という。）
 - (基準)

第20条 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準を策定しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第1項に規定する基準を遵守するよう努めなければならない。

第2節 協働・協創によるまちづくり

（協働・協創による地区まちづくり計画等の策定）

第21条 区長は、地区的ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、地区住民等との協働・協創により、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画（地区環境整備計画を基本とした、個性豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）の策定に努めなければならない。

- 2 地区住民等は、区長に対し、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定を要請することができる。
- 3 区長は、前項の規定による要請があったときは、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定に応じるように努めるものとする。
- 4 区長は、地区まちづくり計画を策定したときは、地区住民等に対し、速やかに、これを公表するものとする。

（地区まちづくり計画の実現）

第22条 区長及び地区住民等は、地区まちづくり計画の実現に当たっては、地区計画等及び建築協定の活用に努めるものとする。

- 2 区長は、地区まちづくり計画の実現のため、地区まちづくり計画に定める公共施設等その他これに類する施設の整備の促進に努めるものとする。

（事前協議によるまちづくり事業者との協働・協創）

第23条 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第20条第1項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の協議において、基本理念に基づき、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及び助言を行うものとする。

（勧告）

第24条 区長は、まちづくり事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該まちづくり事業者に対し、協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

（公表）

第25条 区長は、まちづくり事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

（まちづくり推進委員会）

第26条 区長は、基本理念に基づき、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、まちづくり推進委員（まちづくりに見識のある区民のうち、まちづくりに関する助言及び調整を行う者として区長が委嘱したものをいう。）及びまちづくりカウンセラー（都市計画及び建築等に関する知識並びに実務経験を有する者のうち、まちづくり推進委員を補助し、まちづくりに関する技術的な指導及び助言を行う者として区長が委嘱したものをいう。）で構成するまちづくり推進委員会を設置する。

- 2 まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項については、区長が別に定める。
(まちづくり関係団体等との連携)

第27条 区民、事業者及び区は、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、まちづくり関係団体（地区住民等が中心となって組織する連絡会及び協議会等の団体、社会貢献活動を行う団体その他非営利活動団体で、良好なまちづくりに寄与することを目的として活動するものをいう。）その他の公共的団体及び公共団体と連携を図るように努めるものとする。

(公共施設等の管理運営)

第28条 不特定多数の者が利用する公共施設等を管理運営するものは、区民との協働・協創による管理運営に努めなければならない。

- 2 区民は、積極的に公共施設等の管理運営に協力することに努めなければならない。

第4章 都市計画の手続

第1節 都市計画案の作成

(公聴会の開催等)

第29条 区長は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の案の作成手続)

第30条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 地区計画等の原案の縦覧場所

2 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を区長に提出するものとする。

(地区計画等の案等の申出)

第31条 法第16条第3項に規定する者は、規則で定める方法により、同項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下これらを「地区計画等の案等」という。）を区長に申し出ることができる。

- 2 地区計画等の案等を申し出ようとする者は、事前に区長に協議しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定による申出を受けた場合は、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、地区計画等の原案を作成しなければならない。

4 区長は、申出をしようとする者に、情報提供その他必要な支援を行うことができる。また、申出をしようとする者に、地区計画の決定又は変更に必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(都市計画の決定又は変更の提案手続)

第32条 法第21条の2から第21条の5までに規定する都市計画の提案制度に基づき、区が決定又は変更をする都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

2 区長は、提案者に対し、前項に掲げる書類以外の書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 提案者は、事前に区長に協議するものとする。

4 区長は、第1項の規定により都市計画の決定又は変更の提案に係る書類が提出されたときは、法第21条の2に規定する事項及び都市計画マスタープランに適合するかどうかを審査しなければならない。

5 区長は、前項の規定による審査の結果、適合すると認めるときは、その旨を公告し、提案に係る都市計画の素案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 区長は、前項の公告の日の翌日から起算して2週間以内に、提案者の出席を求め、提案に係る都市計画の素案の内容についての意見交換会を開催するものとし、必要に応じて意見交換会に提案に係る区域内の区民等及び利害関係人を出席させることができる。

7 前項の区民等及び利害関係人は、第5項の公告の日の翌日から起算して3週間以内に、区長に対し、提案に係る都市計画の素案の内容について意見書を提出することができる。

8 区長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを提案者に送付しなければならない。

9 提案者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、意見書に対する回答書を区長に提出しなければならない。

10 区長は、前項の規定により回答書が提出されたときは、意見書の要旨及び回答書の内容を公表しなければならない。

11 区長は、この条に規定する意見交換会、意見書及び回答書の内容等を考慮し、見解を付して提案に係る都市計画の素案について次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

12 次条に規定する足立区都市計画審議会は、必要があると認めるときは、提案者を出席させ、説明を求めることができる。

13 区長は、次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を踏まえ、提案に係る都市計画の決定又は変更に関する判断をしたときは、その旨を提案者に通知するとともに、提案に係る都市計画の素案の内容を公表しなければならない。

第2節 都市計画審議会

(設置)

第33条 基本理念に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図るため、法第77条の2第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第17条第3項の規定による都市計画マスタープランの策定における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。

(2) 第31条第3項の規定による都市計画等の案等の申出における区長からの意見聴取に対し、意見を述べ

ること。

- (3) 第32条第11項の規定による都市計画の決定又は変更の提案における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- (4) まちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (5) まちづくりに関する事項について調査審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第35条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員23人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
 - (2) 区議会議員 4人以内
 - (3) 区内関係団体の代表者 8人以内
 - (4) 公募による区民 3人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 1人以内
- 2 前項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第36条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、区長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、区長が任命する。

(会長)

第38条 審議会に会長を置き、会長は、第35条第1項第1号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第39条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第40条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(常務委員会)

第41条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長が指名する委員9人以内で組織する。
- 3 常務委員会に常務委員会会長を置き、常務委員会委員の互選によってこれを定める。
- 4 常務委員会会長に事故があるときは、あらかじめ常務委員会会長が指名する常務委員会委員がその職務を代理する。

5 第39条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第42条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(審議会の運営)

第43条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下「改正条例」という。）第35条第1項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第30条第1項の規定により定められた足立区都市計画審議会の会長である者、同条例第28条第2項の規定により委嘱された臨時委員である者、同条例第29条第2項の規定により任命された専門委員である者又は同条例第33条第2項の規定により任命された幹事である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正条例第38条第1項の規定により審議会の会長として定められ、改正条例第36条第2項の規定により臨時委員として委嘱され、改正条例第37条第2項の規定により専門委員として任命され、又は改正条例第41条第2項の規定により幹事として任命されたものとみなす。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

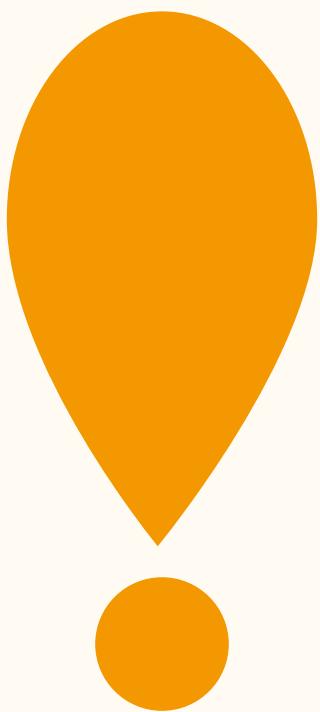
(次のよう略)

付 則（平成30年3月28日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

足立区ユニバーサルデザイン推進計画
〔2019年度～2025年度〕

発行年月：令和2年1月
発 行：足立区都市建設部都市計画課
ユニバーサルデザイン担当課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
電話 03-3880-5768



Universal Design
Promotion Plan

